
令和4年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年12月7日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和4年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 江本 守君 | 2番 吉原 秀樹君 |
| 3番 北代 恵君 | 4番 宗 晶子君 |
| 5番 丸山 年弘君 | 6番 池永 巖君 |
| 8番 工藤 久司君 | 9番 武道 修司君 |
| 10番 池亀 豊君 | 12番 信田 博見君 |
| 13番 田原 宗憲君 | 14番 塩田 文男君 |

欠席議員 (2名)

| | |
|-----------|------------|
| 7番 鞆野 希昭君 | 11番 田村 兼光君 |
|-----------|------------|

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 西田 哲幸君 | 次長 横内 秀樹君 |
| 書記 小野 聖佳君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 久保ひろみ君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 | | 石井 紫君 | |

| | | | | | |
|-----------|-------|--------|------------|-------|--------|
| 総務課長 | …………… | 椎野 満博君 | 企画財政課長 | …………… | 元島 信一君 |
| まちづくり振興課長 | … | 桑野 智君 | 人権課長 | …………… | 樽本 知也君 |
| 税務課長 | …………… | 田村 貴志君 | 子育て・健康支援課長 | … | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長 | …………… | 種子 祐彦君 | 産業課長 | …………… | 古市 照雄君 |
| 建設課長 | …………… | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | …………… | 首藤 裕幸君 |
| 上下水道課長 | …………… | 福田 記久君 | 住民生活課長 | …………… | 武道 博君 |
| 学校教育課長 | …………… | 鍛冶 孝広君 | 生涯学習課長 | …………… | 尾座本三雄君 |
| 農業委員会事務局長 | … | 北代 幸介君 | 監査事務局長 | …………… | 脇山千賀子君 |

| 質 問 者 | 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨 |
|-------|--------------------------------|---|
| 江本 守 | 1. 保育園・認定こども園の過失事故について | ①中間市、静岡県で立て続けに発生した、保育園・認定こども園の送迎バス車内での園児置き去り死亡事故、まさに殺人行為である。本町でも、このような悲惨な事故を起こさないために、緊急で全ての送迎バスに安全装置を設置すべきでは |
| | 2. 子どものGPS端末購入費助成について | ①山梨県のキャンプ場で女兒が行方不明になり、その後死亡した事件。このような事件を未然に防ぎ、保護者の不安を軽減するためにも、子どものGPS端末購入費の助成を検討しては |
| | 3. がん患者の就労支援窓口の設置について | ①がん患者の職場復帰は3割にも満たないのが現状である。治療と仕事を両立させるために、社会保険労務士に無料で相談できる窓口を設置してほしいが |
| | 4. MRI乳がん検診について | ①北九州市のふるさと納税の返礼品の医療券で無料でMRI乳がん検診ができる。本町のふるさと納税の返礼品としても取り扱えるよう、北九州市と連携協定できないか |
| | 5. 猫の避妊手術補助金申請について | ①猫は避妊手術を受けるタイミングが年間に1～4回あるが、そのタイミングは個体により万別。補助金は年度の初めに申請できるようにしてほしいがいかがか |
| | 6. 指定可燃ごみ袋を買い物袋として販売する取り組みについて | ①千葉市では、プラスチックごみ削減に向けた取り組みとして、スーパーやコンビニ等で商品を購入する際に、有料レジ袋の代わりに指定可燃ごみ袋を単品購入できるようにしている。買い物に利用した後はそのままごみ袋として使う事ができ非常に好評である。本年7月からできた15リットルの指定可燃ごみ袋を活用し、本町でも取り組んでみないか |
| | 7. 学校施設内の樹木点検の必要性について | ①鹿児島県の小学校で、校長が折れた枝の下敷きになり死亡した。本町も学校施設内の樹木の緊急点検を実施する必要があるのではないか |
| | 8. 空き家対策について | ①北九州市では、「利用可能な空き家」と「空き家を活用したい希望者」を募集し、両者を紹介するマッチング事業を実施している。また、無償譲渡物件の不動産マッチング支援サイト「みんなの0円物件」へ情報を提供する等、積極的な取り組みをしているが、本町でも検討してみないか |

| 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|-------|---------------------------|---|
| 北代 恵 | 1. プラスチック資源循環促進法の取り組みについて | ①プラスチック資源の回収方法に今後変化はあるか ②プラスチック資源循環促進法に基づく町の取り組みは ③環境に配慮した商品を官民連携で開発する予定は |
| | 2. 空き家バンクについて | ①2021年度と2022年度の空き家バンクを通しての成約実績は ②空き家改修・建て替え助成金の交付実績は(2021年度、2022年度現在時点) ③築上町空き家バンク事業実施要綱について ④官民連携の空き家活用の取り組みについて |
| | 3. 町営住宅について | ①入居要件の連帯保証人について ②家賃滞納発生時の対応について ③入居要件の見直しについて ④新たな住宅確保の検討について |
| 塩田 文男 | 1. 築上町小中学校の適正配置基本計画について | ①少子化に対応した活力ある学校づくりについて ②教育委員会が目指す教育は何か ③統廃合の最大の理由は何か |
| | 2. メタセの杜について | ①メタセの杜がオープンして何年になるのか ②メタセの公園整備について ③航空博物館等計画があったが |
| 宗 晶子 | 1. 町収入の延滞金について | ①町の条例規則には、延滞金規定があるものとないものがあるが、両者の違いの根拠は ②分担金や使用料等の公平性を担保するためにも、延滞金規程を包括的に定めてほしいが |
| | 2. 築上町立小中学校適正配置基本計画について | ①今回の計画決定はあまりにも唐突、もっと丁寧に時間をかけて住民合意を形成すべきでは ②複数案の提示など、住民に適切な情報を提供した上で、住民の意見を聞いて欲しいが ③八津田小学校の将来的な位置づけは ④小規模校の廃止に、いつ方針が変更されたのか |

| 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|-----|--------------------|---|
| | 3. まちづくりに住民が参画するには | ①町各種計画の策定時にパブリックコメント等を実施して住民の意見を取り入れる仕組みは機能しているのか ②実際に住民の意見を取り入れた計画になっているのか ③審議会委員等の公募人数は ④まちづくりに住民が参画するために必要なことを、例えば「まちづくり住民参画条例」のような形で定めては |

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は6人の届出があり、本日の質問者は4人とします。

ここで、お願いがあります。一般質問は、通告制を取っていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。

執行部は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。発言をされる方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁する方の指名をお願いをいたします。答弁を行う職員は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は前の質問者席から行ってください。議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたらブザーでお知らせをします。また、残り時間が1分になりますと、場内の表示が秒数表示に変わりますので、よろしくをお願いをいたします。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**1番、江本守議員。**

○議員（1番 江本 守君） 1番、江本守。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、保育園、こども認定園の死亡事故について、1、中間市、静岡県において送迎バスの車内に、園児置き去りによる死亡事故が立て続けに発生しております。これについて緊急安全装置を必要ではないかということで、本町においてもこういう悲惨な事故を発生させないためにも、緊急に保育園児童全ての送迎バスに緊急安全装置をつけてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

当町におきましても、早期のシステム導入が必要と考え、静岡県での事件後、町内園長会にて導入システムなどについて、現場の意見を伺いました。

その際、現時点ではどのシステムを導入してよいか分からないので、県などが発出する基準を知りたいとの意見をいただきました。システムには、席の後方部に押しボタンを設置するものや、AIカメラなどによる監視など種々あります。

11月上旬には町が立ち会いし、県によりバスを有する全ての園の緊急実地調査が行われ、通

園バスの安全管理についての点検と聞き取りを行いました。また、早期の子どもの安全対策に向けた子どもの安心安全対策支援パッケージとして、国の補正予算が組まれており、送迎バスに装備する安全装置の推奨リストも作成されます。

当町では、国から基準などが発出された際、早急に対応いたします。なお、システム導入後においても遺族の方のコメントにありましたように、システムも不具合を起こすことがありますし、システムに依存したり、慣れて単純作業になったりすると、それはまたヒューマンエラーにつながりますので、そういったことのないよう、十分注意が必要と考えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 実は国のほうで、この安全装置について既に実証実験やっております。そういう実証実験の中で、3ないし4件の、やはり置き去りが発生したということで、来年の4月以降、安全装置の準備のための補助金の制度を考えるというようなことでありますので、ぜひとも本町においてもそういう安全装置をつけてほしいということをお願いいたします。

次に、子どものGPS端末購入助成について、山梨県のキャンプ場において女兒が行方不明になり、その後死亡という結果で、本町においてもこのような悲惨な事件が発生することを予防するためにも、子どものGPSの端末への購入への補助をぜひとも実施してほしい。

この端末といっても、非常に小さなもので大体金額にすると1,500円程度で購入できるというふうに聞いております。ぜひともそういう方向で考えてほしいと思います。

○議長（武道 修司君） 回答は誰。吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

昨日の報道でもございましたように、スクールバスの降ろし忘れ事故があり、それを所持させていたGPSで親御さんが通報し、児童が保護されたということが報じられておりました。

国の補正予算、先ほども申しあげました安心安全対策支援パッケージにおきまして、子どもの見守りタグ、GPSの導入支援が厚生労働省及び文部科学省にて計上されております。安全対策に資するGPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援するものでございまして、現状では詳細が分かりかねますが、制度が示されましたら財政面等を考慮しながら、教育委員会と協議し導入に向けて協議したいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） そういう方向で、よろしく願いいたします。

次に、がん患者への就労支援窓口設置について、がんにかかった患者さんは職場に復帰したいという気持ちを持ちながら、現実的には3割にも満たないというのが現状であって、実際には

2割5分程度というふうに聞いております。特に、中小企業にお勤めの方に関しては、職場に復帰するというのがなかなかしづらくて、退職してしまうという現実になっております。

そのために、大きな医療機関でがんの治療を行うような医療機関においては、既に無料で設置窓口を設け、その病院にかかっていない方においても、相談の受け入れをしておるということを知っておりますが、この現実を住民の6割にも満たないというのが現状であります。

本町においても、いろんなバックアップの体制はあるというふうに聞いておりますけれども、がん防災マニュアルというのが国のほうで示されていると思いますが、うちの町にも特に治療のバックアップについては十分だと思いますけれども、就労に関しては社会保険労務士、これ多分お金が発生すると思うんですけども、ぜひ無料で社会保険労務士の、いわゆる支援の窓口を設置してほしいと切に思いますけれども、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま江本議員がおっしゃられたとおり、県内のほうには24か所のがん診療等拠点について、がん相談支援センターが設置されております。その中で、がんの治療はもとより、療養生活をはじめ就労についた相談も行っていると、私のほうでも認識しております。

また、ハローワークにおいても、これはがんの方には限ったことではありませんが、長期療養者に関する就労に関してのアドバイス等も実施している。これは働く人もそうですが、会社側に対してのアドバイス等も実施しているとは聞いております。

町において、社会保険労務士のほうを、先生を呼んで相談窓口を設置するかどうかについては、先ほど江本議員も御指摘ありましたとおり、財政的な費用の問題もございます。そこの辺につきましては今後財政状況を鑑み、考えていきたいと思いますが、現時点としては今、江本議員がおっしゃられたがん相談支援事業センターとかハローワークの周知のほうを図っていきたいと考えております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ぜひ、そういう窓口の設置に向けて、真剣に考えてほしいと思っております。

次に、MRIによる乳がんの検診について、北九州のほうである医療機関において、乳がんのMRIというのは特殊なもので、一般的に皆さん方がMRIを受ける機会というのは多いんですが、この乳がん専用MRIが開発されたのに、がん細胞の段階でがんを発見することができる。この段階で、がんを見つけられれば100%寛解あるいは完治というようなことを発表されております。

幸いに、全国で38基しかない、その専用MRIというのが北九州市にあるということで、実は北九州市はふるさと納税6万7,000円をしていただければ、1万8,000円かかる、いわゆる検診の費用をふるさと納税の特例的な、国が認めているわけですが、特例的なものとして返礼品として取り扱うという、そういうことを決めております。

ところが、同じ市民、100万人近いその都市の中で、その市のいわゆる住民にとっては、ふるさと納税をしたところで地元の住民に対しては、その無料検診を受けられない。そこで、うちの町から希望すれば今、既にそれを利用できるわけですが、そんなに多い件数ではないと思えますけれども、結果としてはうちの町に入ってくる税収が減るといって、こういう現実があります。

町長にもちらっと私相談したところ、理想やけども不可能やねということをお話されましたけども、私も個人的に議員活動の一環として北九州市のほうに、こういうものの中にうちの町も連携協定していただけないかということで、北九州市民のためにもぜひ、そういう連携協定をいただき、無料で検診していただくということにつながるように、ぜひとも、非常に厳しいことではあることは分かりますが、ちょっと努力していただきたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ふるさと納税については、趣旨は地方で生まれ育った人が都会へ出ていき、その結果、都会に税収が集中することを緩和しようとするものです。生まれ育った地方に恩返ししようという意味で、都会から地方へ税源の移転を図ったもので、ふるさと納税は納税といっても、納税ではなく寄附というような形になります。

寄附しますと、税制上優遇されるという制度になっております。議員さんが言われました連携協定については、例えばA町で採れた農産物をB町で加工した場合、A町とB町が協定を結ぶことによって、A町、B町両方がふるさと納税の返礼品として扱うことができるような連携協定の制度となっております。

今回の場合、最先端のMRI乳がん検診器具があるのが北九州市の病院ということで、北九州市の資源を築上町の返礼品とすることはちょっと考えにくいものと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 確かにいろんな問題はあると思うけども、一応北九州においては国が特例的に返礼品の扱いとして認めているわけで、北九州に認めて他の自治体の要望には答えられんというのは、何となく分かりにくいんですが、この辺はいかがですか。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

これは北九州市の病院の中に最先端の機械があるということで、例えば築上町の中にそういった検診器具があるということになれば、町の資源としてふるさと納税の返礼品に入れることは可能だと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 分かりましたけど、現実的には難しいということですね。ちょっと残念なような気がします。

それでは、次に猫の避妊手術への助成制度についてですが、国も犬猫の殺処分を減らすという方向で、いろんな助成の制度を設けております。本町においては、京築地区ではうちの町だけというふうに聞いておりますけども、2年前から猫の避妊手術への助成制度を設けておりますが、住民2名の方からちょっと私は相談がありまして、課長のほうにもお願いしているところですが、年の初めに予算が執行されて、これ猫の避妊というのは個体別に万別というか、年間に大体1から4回程度そういう時期があるらしくて、その時期にしないと有効ではないというふうに聞いておりますけども、年の初めに、例えば今年でいえば12月にそういう時期があったとすれば、この時期に相談申し上げたらもう予算はないということで、2年前よりも若干予算は増やしていただいておりますというふうに聞いておりますけども、必要とあらばもう少し予算を増やし、年の初めから受け付けるってことを住民が知ってないので、この辺の周知もお願いしたいと思っておりますけども、どうですか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

まず猫の避妊去勢手術の目的ですが、野良猫の増加を防ぐことや過剰な繁殖に伴うふん尿などの近隣被害、あと迷惑を未然に防止し、地域の快適な生活環境を保持することを目的としております。補助金は、手術に要した額としており、上限の額を雌1頭については1万2,000円、雄1頭については7,000円、5,000円となっております。

また、補助金は例年4月から申請の受付をしておりますので、毎年度予算の範囲で交付しております。できるだけ早い時期に申請していただければ、実施可能となります。獣医の先生にも確認しましたが、年間1回から4回のタイミングというのは雌猫が妊娠して生まれてくる期間が3か月間あるということで、1年間で最大4回程度出産できるとのことです。

避妊の時期なんですけど、特に雌の猫については思春期ですが、生後6か月か7か月なので、生後の3か月ぐらい経過すれば手術ができるということなので、できれば年度の初めに申請していただければ実施できるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 課長、今、答弁の中、1万5,000円、雌が1万5,000円、雄が7,000円、5,000円という、7,500円よね。

○住民生活課長（武道 博君） すみません。

○議長（武道 修司君） 課長。

○住民生活課長（武道 博君） すみません。住民生活課、武道でございます。

雌の猫は1万2,000円で、雄が7,500円です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） その金額というのは、助成金として出せる金額ですか。それとも、手術そのものの費用がそのくらいということですか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

手術に要する額は、雌がおよそ2万を超える額で、雄が1万2,000円、1万を超える額なので、それのかかった上限として、手術の上限として1万2,000円と7,500円という形で設けております。手術の額自体は、まだ金額的には高い金額になっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 分かりました。極力、私が知ってる2件の相談者のうち1人は、もう野良猫にそういう手術をしてるということで、2年間ぐらいほっといたら100匹ぐらい増えるらしいんですよね。極力、自分の私費でしてるけども、やっぱり限度がありますので、そういう方に対して幾らかでも助成があると助かるというふうに聞いております。ぜひともよろしく願います。

その次に、指定可燃袋の個別販売についてですが、この指定可燃袋については、「きずき愛」というか、社会福祉協議会の中のそういう高齢者支援体制整備事業の中で、代表の方が町のほうと相談して、15リットルの可燃袋を今年の7月から本町でも取り入れてくれて、独居老人を含めて高齢者がたくさんのごみを外に運べないというそういう問題がありまして、こういうものが作られて、今好評を得るところですが、実はこの部分については千葉市のほうで既にもうこういうものを、コンビニやスーパーの中でレジ袋を買う代わりに、この指定ごみ袋を1枚ずつ小売していただいておりますということで、本町においてもこういう取組をしていただくということはどうですか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

ごみ袋について住民生活課のほうで発注し、購入した後は築上町商工会が町内各小売店に卸し、販売している状況でございます。千葉市の取組についても確認しましたが、千葉市におきましてはイオンの株式会社から提案を受け、試験的に始めたことが経緯となっております。

レジ袋削減の目的としては、各地でマイバッグを持っている方もたくさんいますが、消費者の利便性の観点からは、アイデア的な取組と思われます。販売についてですが、各小売店が実施していますので、築上町のほうから直接お願いするのは難しいですが、情報提供は可能と思われます。その件については商工会と協議させていただきます。

ただ、ちょっと気になる点もあるんですけど、ごみ出しの指定日以外にそのごみ袋を使ってごみ出しをされる恐れもあるのではないかという形で考えておまして、ごみ出しのマナーの悪い人がまたちょっと増えてしまうのではないかということも危惧しているところもあります。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） それはないんやないかね。つまり買物をしてその中に買物をしたものを、その中に入れて帰る。だけど、レジ袋とその1枚ずつのコストとの差額、例えば今でいったら15リットルが10枚で160円かそこらでしょう。それを、一般のレジ袋の大きいやついただくと5円なんですよ。だから、差額の8円で買えて、買物したものはその中に十分入る。持って帰って買物を収納した後に、次にごみ出す機会にその袋を使って出せるというメリットがあるわけですよ。

今いうように、適正に出していない人を増やす結果になる。それは考えにくいですね。まず、それは確かに行政のほうから頼みにくいかも分らんけれども、そうであれば「きずき愛」なんかもありますので、そういう方の役員さんにお骨折りいただいて、お願いするという方法もないわけではないけども、できれば行政のほうで理解を求めていただければ、1枚ずつ売っていただくという、手間はかかりますけどもいろんな意味で助かるんじゃないかと思えますけど、この点についてどうですか。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。

まずは、商工会のほうに一度相談させていただきます。そういった取組をですね。それから、検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に、学校施設内の樹木の点検の必要性について、鹿児島県で、既に御承知でしょうけども、

小学校の校長先生が枯れ枝の落下によって死亡をしております。

うちの町においてもいろんな学校に、もう本当に樹齢何百年というような木があります。椎田小学校もイチョウの木が、すごい古いものがありますけども、こういったものの緊急的な点検が必要というふうに感じて、私は担当課長のほうにお願いしてございましたけれども、その状況はどうですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

議員がおっしゃられるとおり、本年8月に鹿児島市の小学校の校庭にある樹齢160年を超えるイチョウの大木の枝が折れて、校長先生が亡くなったと、そういう事故を受けまして、文部科学省から8月10日付で学校環境における樹木の安全確保について、必要な対策を講じるよう事務連絡があったというところでございます。

本町では、10月の校長会において各学校に敷地内に倒木や落枝、枝が落ちそうな状況など危険な樹木がないのかの点検・報告を依頼するとともに、学校教育課でも点検を行いました。議員御指摘の椎田小学校のイチョウの大木についてでございますが、これについては樹木医による調査を行いまして、現時点では危険がないということを確認をしているところでございます。

学校の樹木は、必要に応じて伐採・剪定等を行っておるという状況でございます。引き続き点検を行いながら、学校環境の改善それと安全確保に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。それでは最後になりますけれども、空き家対策についてというテーマで、実は通告文と少しずれますけども、東京に在住の方で、出身は北海道の旭川の非常に過疎地域に住んでいた方の御両親が、自宅100坪の土地の中に木造の建物を建て、そこで小売店をやったと。

けども、その御両親も亡くなって相続する状況になって、これはもう古い建物を壊そうとしたときに、いろんな費用を含めると350万ほど費用がかかるということで頭を抱えたところ、これ誰か無料、ただでいいから貰ってくれんやろうかということで、自分でちょっとサイトを立ち上げて募集したところ、すぐに希望者が現れて、その本人と会ってぜひ欲しいということで、物はただであげるんですけども、実質かかる登記、諸々の費用は自己負担になるし、その方が400万円かけてリフォームというか、悪いところを修理して、そこで今甘酒専門店を営業すると。

今、町の中で非常に勢いづいているというような結果で、それを機にこういうふうな空き家で、悩み苦しんでいる人は全国に非常に多いんじゃないかということで、この方が独自でネットで、

欲しいものと、貰ってほしいものあるいは買いたいものと売ってほしいものと、そういう条件を募集してマッチングアプリで、こういうことで物件のあっせんをしようと。

あっせんについては、その方は全く無料でやっているということで、これはこういうことが全国の自治体のほうにも状況が分かり、今自治体がこの方とのサイトと連携協定して、町の空き家物件の状況をお知らせしとるということで、このニュースの状況を先ほどのごみの件と同じで、そのニュースに出たものを、CDに落としたやつを町長を含めて担当課の人と一緒に、委員会室でそれを見ながらお話ししたところ、これできるもんならうちの町も手を挙げてもいいやないかというようなことをいただいておりますけども、ぜひそういう方向でこういうふうに連携協定を求めるといいんじゃないかと思えます。

北九州は既に手を挙げて連携協定しているようにありますし、うちの町に近いところでは行橋で、これは行政絡みではないんですけども、このサイトに申し込んだ方が売ってもらえたということで、非常に喜ばれたというふうに聞いております。行政にとってデメリットは何もないわけで、ぜひともこれ進めたらどうですか。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの議員さんから紹介していただきました無償譲渡物件の不動産マッチング支援「みんなのゼロ円物件」というものがあります。手続が不動産の譲渡にこれはあたるため、贈与税が発生したり、不動産業者の専門業者が仲介できないということがあります。

また、譲渡後に契約や登記等の手続、利用者の負担となるところも課題であるため、その辺の活用を進めるにあたっては慎重な検討が必要かなと思います。

あと、無償譲渡物件の不動産マッチング支援サイト「みんなのゼロ円物件」とは、ゼロ円都市開発合同会社と自治体が空き家の発生抑制、利用の促進のため協定を締結し、自治体が譲渡希望者から承諾を得て、情報を会社のほうに提供する制度です。

ゼロ円都市開発合同会社は、空き家をあげたい方と欲しい方をつなぐマッチング支援サイトに無料で掲載する仕組みとなっております。ただし、その会社に事務手続等を、依頼することになれば、別途費用が発生する仕組みとなっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） その別途費用がかかるというのは、これは最初から言っているように実費は当事者たちで負担してもらおうということになってるんで、ここはそう問題はないんじゃないかと考えておりますけども、これ町長はどういうふうに考えるか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、いい制度とは思っております。しかし、なかなか空き家を無償で提供しようという方がおるだろうかという一つ疑問視もございます。そういう形の中で、程度のいい家であればそういう無償で提供しようという形になればいいんですけど、それはなかなか全ての空き家という形になればそうはいかないだろうという考え方もあります。

というのは、柳川市のほうでNPO法人がそういう全部寄附をしていただいて、損壊家財も全て寄附して、ただしいわゆる建築的な価値のある住宅しか頂けませんよと。そういう形で寄附をしていただいて、家具あたりは修繕して販売したりとか、そのまま販売したりと、それをNPO法人の、運営資金に充てる。

家屋については、それぞれ希望者に販売していくとか、そういう一つの考え方でやっていっておるんですけど、なかなかやっぱり寄附者が、やっぱり程度のいい家という形をNPO法人は取っておるんで、そこそこは非常に難しいんですね。基本的には、普通に住まれる状態の家であれば、それは当然やぶさかでないんですけど、なかなかやっぱりもう経過年数が過ぎて、少し傷んだ家とかそういうのを全てそういう引き受けをするという形になる。

今の、だから空き家バンクの中で登録しながら、価格の設定をやっていけば私はそれでいいんじゃないかなと考えておりますし、貸主それから売主がもう本当わずかな金額でいいよというふうな形であれば、空き家バンクのほうで私は登録していったほうが効率的ではないかなと、このように考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） その空き家物件が、有名無実というかほとんど機能してないのが現実やないですか。そこにいろんな職員を派遣して、いろんな経費はかかるとるようだけど、実際うまくいっている部分はないというふうに聞いておりますけども、私が言ってる、提案してるものは、たとえ1件でもそういうことが成功して、1件でもその空き家が解決するっちゃうことにつながるんならば、その件数にかかわらず、空き家バンクと並行してあってもいいんじゃないかと思うけども、どうかね、町長。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 経費は委託すればまたかかるという状況もございます。それよりも、私は空き家バンクの中に貸し手の条件、借り手の条件というのをちゃんともう少し細かく決めて、それによって募集をしていくという方向性をとってもいいんじゃないかなと思っておりますし、今は単なる空き家バンクが不動産業者を介しての空き家バンクという築上町のやり方をとっておるんで、その条件をある程度町のほうで把握しながらやっていくという方法を少し模索していった方がいいんじゃないかなと、このように私は考えておりますんで、このまま旭川ですか、これを

そっくりそのまま持ってくるという方法じゃなくて、別の方法のほうが私はいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） これで終わりますけども、その今いう空き家対策、その分において今ここでそういう意味じゃなくて、本当にそういう形で何とか努力するという事なんですかね。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 空き家バンクの申請があったときに、そういう条件を聞いてやればできると私は、可能で、今までそれをやってなかったんで、今後はそういう方向性を持ちながら空き家バンク、貸す人、借りる人という状況の中でやっていけばいいんじゃないかなと考えておりますんで、その方向で担当課のほうにはやらせません。

以上です。

○議員（**1番 江本 守君**） 分かりました。以上で終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） ここで一旦休憩といたします。再開は午前10時50分からといたします。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、2番目に**3番、北代恵議員**。北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 3番、北代恵です。通告に基づきまして質問させていただきます。

まず一つ目、プラスチック資源循環促進法の取組について質問させていただきます。

2021年6月に国会で可決し、2022年4月から施行されたプラスチック資源循環促進法という法律があります。これはプラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすということで、持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。

製造のために消費する資源を減らすためのリデュース、使用済み製品を繰り返し使用するリユース、廃棄された製品の原材料として利用するリサイクル、この三つの頭文字を取って3Rとし、これにプラスして製造に使用する資源を再生が容易なものに置き換え、廃棄を前提としない

ものづくりを進めるリニューアブル、つまり3Rプラスリニューアブルを基本原則とした取組を促進するものです。

プラスチックは、私たちの生活には欠かせない素材として多くの製品や梱包資材などに利用されていると思います。ですが、近年海洋プラスチックごみの問題なのが国際的に叫ばれています。2019年6月、G20大阪サミットにおいて、大阪ブルーオーシャンビジョンが関係国で共有され、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すことを合意されました。

国はこれまでに、レジ袋の有料化などを第一歩とし様々な取組を行ってきましたが、近年ではより一層の取組が必要な状況となっています。そのため、このプラスチック資源循環促進法では、プラスチックの資源循環がより高度化するように制度設計を行った取組でもあります。このプラスチック資源循環促進法の中で、市区町村に関わる部分としては回収、リサイクルの部分においてです。

市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化を促進するため分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

そこで質問なのですが、このプラスチック資源循環促進法に基づいて、プラスチック資源の回収方法などが町では今後変わる予定があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

まず、築上町のごみ分別の種類ですが、大まかに可燃性のごみ、その他、あと缶・びん、あと資源ごみ、粗大ごみ等に分かれております。プラスチック資源の回収方法についてですが、プラスチック製のカップやパック類、トレー類とか可燃のごみで回収しているのが現状で、その他のプラスチック製についてはその他のごみ袋として回収しております。

現時点では、回収方法等の変更はありませんが、現在、建設予定のストックヤード、分別保管施設が完成した後は、ごみの保管場所がまた新たに確保されるので、分別等を検討している状況であります。今考えてるのが、まずペットボトルについては分別を開始していきたいと考えております。また、その他の袋に入っているプラスチック製類についても、分別可能なものについては再資源化という形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。今のところプラスチックごみの回収方法については御検討がないということだったんですが、やはりこのプラスチックごみ、プラスチッ

クは資源として活用をしていく必要があるのではないかと考えております。

再商品化実施者に、再商品化を委託することもできるようになりました。このプラスチック資源循環促進法の法律の中でですね。ですので、この法律を受けて町ではプラスチック資源の循環促進に対する取組というのを、ぜひとも行っていただきたいと考えているんですが、もしこのプラスチックごみの再商品化を町で開発することができる、もしできたとしたら、それは町の特産品にもなり得るものではないかと思えます。つまり、ふるさと納税の返礼品として、町の特産品として扱うことも可能なのではないかと考えております。

これこそまさにグリーンビジネスだと思えます。ぜひ、この再商品化を考えていただきたいんですが、新川町長その辺のお考えはいかがでしょか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いい提案していただいてありがとうございます。

今のプラスチックを、これを全部使わないようにしていこうという、これ世の中の流れでございますし、これがある間は有用に使うという形であって、それを産業化といういつまでこのプラスチックが使えるのか、あとは全部植物性の、トレーなんかは全部植物性に持っていくという考え方が出ておりますんで、当分の間はプラスチックを、収集を集めて業者のほうに出していくという形になりましょうが、ちょっとまたまちづくり振興課のほうで、これはもう環境課の範疇じゃないんで、そういう方向性ができるのかどうかちょっと検討していくと。これはいい提案でございますんで、そういう形で何とかものにできるように頑張りたいとは思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 町長、まちづくり振興課かね、これ。

○町長（新川 久三君） いや、特産課がやるんか。

○議長（武道 修司君） 産業課じゃないの。

○町長（新川 久三君） 特産課。

○議長（武道 修司君） 産業課やろう。産業課よね。町長、産業課みたいよ。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ちなみに現在、このプラスチック資源循環促進法に基づく何か町のほうでお考えになられている取組、現在、既に行っている取組などがもしあれば御紹介いただきたいんですが、ございますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはまだ取組という取組はないんですけど、僕の頭の中には少しあるけれど、まだ公表の段階ではございません。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひ、環境に配慮した商品を、町のほう

でなかなか商品を開発するというのは難しいことかもしれませんが、ぜひ官民連携で商品化、再商品化実施者に再商品化を委託することも可能だというふうにこの法律ではうたっていますので、そういった官民連携の取組として、町の環境に優しい商品の特産化して、ぜひふるさと納税の返礼品に加えていただきたいと。

この間、新川町長、宣言をしていただきましたので、そういった取組を率先して行っている町であるということを、ぜひともアピールしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、次の質問に参ります。

空き家バンクについて、質問させていただきます。先ほど、江本議員の一般質問の中にも少し空き家バンクのお話が出てきたと思うんですが、以前より一般質問等でお話ししています。今後ますますの高齢化、そして高齢者の単身世帯が懸念されている時代であることは、皆様、御承知のことと思います。このような状況に並行して、空き家の増加も懸念されております。

総務省の少し古い統計になるのですが、平成30年時点での全国の空き家の戸数は848万9,000戸と、過去最高の数字だとしています。平成25年の数字は820万戸でしたので、5年で約30万戸も増加しているということになります。空き家率は全国の住宅の13.6%となっており、今後ますます増加していく傾向にあります。

空き家は適切な管理が行われていないと、防災、衛生、景観面などで地域住民の生活環境に深刻な影響を与えてしまう社会問題となっております。空き家の活用方法を町として検討していくことは、このような大きな社会問題の解決に役立つのではないのでしょうか。

まず、すみません、通告にはしてなかったんですが、町には何件ぐらい空き家があるのか、もし分かれば空き家の件数を教えていただけないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 担当、誰。答えられる、答えられんならもう答えられない、もう。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ちょっと総数の件数をお伺いしたかったんですが、ちょっと通告に基づいた質問させていただきます。

町では、現在、空き家バンクなどの方法で、空き家対策を講じていらっしゃると思います。そこでまず、町の現状をお伺いしたいのですが、2021年度と2022年度の空き家バンクを通しての制約実績を教えてください。

それと、空き家バンクに関わる補助金制度があると思いますが、空き家バンク制度を活用して購入した家屋の改修、建て替えにかかる費用の2分の1を助成していらっしゃると思います。これは上限80万円となっておりますが、この空き家改修費用上限80万円の2021年度と2022年度、現在時点の交付実績を教えてください。また、不動産仲介手数料上限5万円の助

成もあると思います。この助成実績も分かれば教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの質問の2021年度と22年度の空き家バンクを通しての成約実績の数字のほうなんですが、物件成約の件数が2021年度（令和3年度）、5件、2022年度（令和4年度）12月現在までですが、3件となっております。あと空き家の改修、建て替え助成金の交付実績につきましては、不動産契約仲介手数料補助金、これ5万円支出するものです。補助するものですが、2021年度（令和3年度）が7件で35万円、2022年の令和4年度、本年度の12月までで4件の20万円支出しております。

あと改修事業補助金につきましては、令和3年度が5件、270万1,000円、令和4年度の12月までには3件、300万円を補助しております。あと空き家成約奨励金というのがありまして、こちらが令和3年度が4件、20万円、令和4年度が12月までで3件、15万円を支出しているところです。

空き家バンクとしては、移住定住を目指してこの制度をやっているという状況になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。年に数件程度の実績があるということでお伺いいたしました。

そもそも空き家が減らない、空き家はまだまだたくさんございますよね。なかなか空き家が減らないと思うんですが、この空き家が減らない大きな理由の一つに、空き家を壊して更地にしてしまうと、税金が高くなってしまうということが挙げられます。これは、住宅用地の軽減措置の特例というものが適用されているからです。これは特定の条件を満たすと税金を計算するための課税標準額が小さくなるという特例です。

例えば、200平方メートル以下の土地に家が建っていると、土地の固定資産額は更地のものより約6分の1になります。これでは空き家を取り壊すメリットがありません。このことは空き家を取り壊す大きな阻害となっているということは否定できません。空き家がどんどん古くなっていけば売却のチャンスもなかなか巡ってきません。しかし、取り壊してしまえば固定資産税が高くなってしまいますので、所有者は古くなくても取り壊すことをためらってしまいます。

古い空き家は購入しても改修や建て替えに多額の費用がかかってしまいます。このような大きな問題が根底にあるということを、まず共通認識として皆様に御承知いただきたいと思います。そもそも住宅の需要状況などはどうなのでしょう。これも総務省の全国データですが、平成

25年の住宅戸数は全国で6,062万9,000戸に対し、平成30年度には6,240万7,000戸と、約5年で180万戸住宅が増えています。住宅戸数の需要は潜在的にはあるということですね。

ですが、空き家も同時に増え続けているということが言えます。やはり画期的なアイデアがなければ、空き家の問題は解決するのは難しいと感じています。築上町空き家バンク事業実施要綱第8条の2項の各号には、定住目的という言葉が入っています。空き家バンク利用希望者は現在、定住の目的でしか利用登録をすることができないというシステムになっています。

先ほど述べましたように、古い空き家の改修や建て替えには、多額の費用がかかります。お風呂、システムキッチン、トイレ、屋根や雨漏りの補修、水漏れ、水道補修、下水道整備、外壁塗装など、最低限で見積もっても数百万円はかかると思われます。建て替えとなると、取り壊し費用が余分にかかりますのでもっと費用がかかることになります。

改修、建て替え費用の上限80万円の補助金というのは、果たして十分な額なのでしょうか。ちなみに、近隣のみやこ町ではこの上限が200万円となっております。個人が定住目的に空き家を利用しようとするには、金銭面でのハードルはかなり高いと思われます。これが古い空き家であればあるほど、そのハードルは高くなっていきます。そこで伺いたいのが、築上町空き家バンク事業実施要項で、利用者は定住目的に絞られているのはなぜなのでしょう。

例えば、法人や個人投資家が利用登録し、補助金を受けることというのはできないのでしょうか。その辺を伺いたします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

築上町の空き家バンクの制度に関しては、移住定住を目的としており、18歳以下の子どもがいる家族の場合は、最高100万まで補助をするように、昨年までは65万円ということでしたけど、100万ということで今年度上限を上げさせていただいているところです。移住定住、築上町は特に人口が減少しているということで、最大の課題だと思いますので、その辺の金額を上げて、移住定住を図っているところです。

法人の活用なんですけど、数件、築上町のホームページに上がっている空き家バンクで、法人の方から相談があったり、この空き家バンクを買って、営業のほうに使えないかとかいう、そうやって見学に来られる方も数名おります。直移住定住じゃないので、補助金の対象外にはなりませんけれども、そういった皆さんが目にとまるような形では、空き家バンクのほうで見れますし、補助金の対象にはなりません。そこで契約ということも今後考えられるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 需要はあるんですね。法人や個人投資家から空き家バンクを利用して、この空き家を購入したいと。そして、営業目的でこの空き家を改修して活用したいという、需要が数件今あるとおっしゃっていただきました。

全国的に需要が実はあるんですね。空き家活用ビジネスというのが近年注目されていて、空き家を店舗として利用する業者ですとか、賃貸住宅として利用する業者などの参入を促進し、空き家の活用用途の幅をぜひ広げるべきだと考えております。

ある事例として10年間放置されていた空き家を業者が介入しリフォームして、賃貸として貸し出すことにしたところ、入居が決まった例が幾つもあります。空き家の所有者にとっては、空き家をリフォームするのに費用がかかり、リフォームしたところで入居者がいるのかという、そういったリスクがあります。制約前にリフォームを施すこと方はあまりおりません。空き家の改修助成は個人だけに限定せず、このように民間企業や個人投資家に空き家活用サービスに参入してもらえるよう間口を低くすることは、町にとっても空き家対策となり、有益なことにつながるのではないでしょうか。

空き家活用の事例としてシェアオフィス、貸倉庫、宿泊施設、サブスク住宅などにリフォームすることも可能です。企業や個人投資家への参入を許すだけで、空き家活用の幅はぐんと広がるのではないのでしょうか。お料理教室や食育の場所提供としてシェアキッチンを造ることも可能です。

古民家レストランや農家レストランなどのアイデアもあります。空き家を利用したビジネスモデルは年々多様化しており、町の空き家対策の一例として話題になるかもしれません。これこそが官民連携の取組であると思います。横須賀市では空き家を地域コミュニティの拠点として活用している事例もあります。

また、これはちょっと空き家とは別なんですけど、茨城県境町では面白い取組をしておりました。これは移住定住促進の取組の一環なんですけど、25年間住み続けると新築物件をあげますよという面白い取組です。これ町が新築物件を建てているのかどうかという、その詳しい仕組みは調べていないんですが、先進英語教育を無料で受けることができるなど、かなり先進的で魅力のある取組をされていまして、ぜひ移住定住促進の一環として参考にしてもらってください。

空き家バンク事業というのは、そもそも移住定住促進の目的でされていると思います。一風変わった魅力のある取組というのは、リモートワークが浸透したアフターコロナの世の中では、全国から注目を浴び、田舎生活に憧れる都心の移住希望者に刺さるのではないのでしょうか。

そういった魅力のある官民連携の空き家対策、移住定住促進の取組を今後検討していただけないでしょうか。その辺のお考えを、お聞かせください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

先ほど、業者とかを活用して空き家を地域共生させていくということで、お話があったと思うんですが、北九州市で行っている空き家を生かす地域共生マッチング事業というものがあります。これはもう、移住定住というよりか、空き家をなくすということを目的にしている制度です。これは、個人、団体から活用希望者を、空き家の活用希望情報ということで、市のほうに登録してもらって、その趣旨に賛同した空き家の所有者が、つまり空き家の提供者とのマッチングを行う事業となっております。

以上のことから、北九州市とつなぐことを目的に、市のほうが間に入って、いろいろ空き家を生かす活動をしているということで、その空き家を生かして、一部を使って営利事業をしたりとか、先ほど言われたカフェとか、ワーキングスペース、地域の寄り合い場とか、寺子屋、デイケア施設、あとシェアハウスとか、ゲストハウスなどで使っているというふうに聞いております。

町のほうでは、今後、移住定住というのが築上町としてはまず人口が減っているところから、自分たちの課では第一優先に考えてますけれども、空き家の対策としてはそういった民間が入ってきてもらうことも、検討していかないといけないかなと思っております。

ただ、今空き家バンクのほうに登録してある情報を見て、業者の方も来られたりもしていますので、その辺では丁寧に紹介をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 新川町長、今の現状の空き家バンクは移住定住促進のための空き家バンクということなんですが、根本的に空き家を減らすという観点から考えると、法人の参入というのも視野に入れて制度を見直しをしていただけたらいいのではないかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には法人も来れば法人税が入るという形になりますんで、そこで事業活動をやらしてもらえばいいなと思います。

そういう形の中で、今の現代はいわゆる個別の入居を対象にしておりますけれども、先ほど申した、いわゆる住宅会社が取得をして、それを賃貸するとそういう方法も一つはあるのではないかなと思っておりますんで、担当課と一緒にそういう方向性も、それと先ほど柴町の例を申しましたけれども、境町非常にいい制度、私もこの前境町に行ってきました、ちゃんと話は聞いておりますし、持家制度という形になれば賃貸で、だから今雇用促進事業団でしておるような、公営住宅じゃなくて、公営住宅法の利かない住宅を建てて、25年所有したり、20年でもいいし、

そこんところはちょっと検討しながら、町有地にそういう住宅を建てて募集をして、入ったら一定期間住んでいただいたら譲渡しますよと。この制度はいいと思うんで、できればそういう住宅制度も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） いろいろと考えてくださっていらっしゃるようなので、ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問に参ります。町営住宅についてです。低所得者に貸す公営住宅をめぐり、入居の要件として連帯保証人を規定している自治体が全国で1,277自治体あるということが、先日の西日本新聞の記事にありました。町営住宅に関しては以前、一般質問で塩田議員の質問により、多くの滞納があるという現状が分かったところでございます。

しかし、この連帯保証人の制度そのものが、入居の要件になっていることは本当に困っている方への障壁になっていることも、また事実であります。記事によると、国土交通省は2018年より2度にわたり公営住宅の入居要件である連帯保証人について、規定廃止を要請してきたとのことですが、町の現状をお尋ねいたします。

現在、築上町の町営住宅に居住申し込みをする場合は、連帯保証人が必要となっていることと思います。65歳以上の高齢者が人口の約3割を占める時代です。さらに高齢者の単身世帯も多く、公営住宅が住まいに困る方へのセーフティーネットとして十分機能していないのではないかという懸念があります。

公営住宅への入居を希望する単身高齢者が、連帯保証人がいないため入居を諦めるケースもあるとのこととです。

そこで質問です。入居要件の連帯保証人を撤廃するよう、国土交通省からの要請があったことは事実でしょうか。また、なぜ入居要件の連帯保証人制度が町ではいまだ撤廃されていないのか、その理由を教えてください。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

連帯保証人の国交省からの撤廃の要請でございますが、2018年以降何度かあっております。要請自体は先ほど北代議員が申されただけだと思うんですが、県を通じての今の状況調査、全国的に連帯保証人をまだ要するのかどうかという調査というのは、ほぼ毎年行われているのが現状でございます。

今全体でいうと、すみません。先ほど北代議員もおっしゃられたように、国交省が調査した令和4年4月1日時点の実態でございますが、素体数、回答した事業主体が1,668あるうちの

保証人を一切求めないという団体が391団体、全体の23.4%でございます。

あと免除する場合がある、自然人もしくは法人の場合ということで、それぞれ自然人、法人というのが12.9%で、自然人のみというのが42%ございます。一切免除することがないという団体もまだございまして、自然人または法人でどちらかを絶対必要というところが4.7%、自然人のみというところが16.8%を存在しているのが今現在の実態でございます。

続いて、当町におきましては連帯保証人、条例及び要綱の中で連帯保証人、いまだに撤廃はしておりません。ただ、実態としてうちの回答としては免除する場合があるというところで持っていております。というのが、一応条例の中にも町長が特に認める場合という文言がございますので、町長ともうそういった案件のとき、個別事情をちゃんと聞きした上で、全部が全部いいよというわけではなくて、個別事情を聞いた上で町長等と相談の上、こういうやり方でいいんじゃないかというところで、免除、全部免除ではないんですが、一旦引き続き保証人を探しますというようなところをもらった上での、入居を認めているケースはございます。

ただ、先ほど北代議員もおっしゃられたように、今現在築上町65歳以上の単身高齢者のかなり増えてきております。私が、都市政策課のほうに来て、もう3年になるんですが、その間に単身であって居室内で亡くなられて、独居で亡くなられた方というのがもう3人から4人、実はいます。そういった場合にも、やっぱり町として保証人を外せないところが、そういった場合に連帯保証人さんがいて、相互で助け合っていただけると一番いいですし、町であっても簡単には踏み込めないのが住宅でございます。

一般の方が玄関の先というのは、町であっても理由がない限りは勝手に鍵を開けて入れない状況です。今言った3件についても、いろいろまずは保証人さんがいるかどうかとか、保証人さんに連絡してとか、もうした上で最終的にはどなたもすぐ来れないということになった場合に、警察を呼んで一緒に踏み込んでいるのが今の実態でございます。なので町としては連帯保証人というのは今すぐに撤廃というのはまだ考えておりません。

連帯保証人さんの要件については、自立している方で入居者よりも所得が高い方という要件があるんですが、事情はお聞きした上で、その要件等は若干引き下げたりして保証人さん、もしくは身元引受人さんだけでもいいのでということで運用しているのが、今実態でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。個別事情を考慮していただいているということで、少し安心したところでございます。

以前、塩田議員の一般質問で町営住宅の家賃滞納に関して多くの滞納があるということが分かったところでございます。家賃滞納発生時、連帯保証人さんへ連絡を取ったりなど、滞納を防ぐ

ことにこの連帯保証人というのは役に立っているのでしょうか。またどのような方法で家賃滞納の対応を行っているのかを教えてくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

家賃滞納発生時の対応についてでございます。まずは収納の期間が来まして、収入されていない方については、税務課等と同様に督促状を発送しております。督促状を発送してもなお納付をいただけない場合については、当該入居者への連絡や必要に応じて連帯保証人への通知を行っております。

連帯保証人さんに今現在通知するのは、毎月ではなくてその年の3月以上とかを、もうその方が督促を送っているにもかかわらず、連絡もつかない状態で3月以上経過されているような方がいた場合には、実は以前はしてなかったんですが、昨年の塩田議員の質問以降、昨年度から連帯保証人さんにもその状況をお知らせするようにいたしました。

そうしたところ、一応昨年度の徴収率については若干、前年を上回って徴収できている次第でございます。あと、そこまで行かずに納付相談に、督促状もしくは催告等、もしくは連帯保証人さんを通じて、納付相談に来られた場合は、滞納状況を説明して、またやっぱり個別事情、特に今コロナがあつたりして、今実は収入が、住宅の家賃というのが前年の所得で行ってしまうので、今現在はすごく苦しいんですとかっていう状況があつたりいたしますので、そういった個別事情を聞いた上で、減免とかまではいけないんですが納付計画、分納とかでじゃあやってみようとか、そういう相談を行って、それでも厳しい方については福祉部局への案内等行っている現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。連帯保証人さんへの御連絡を、昨年から行われるようになったということなんですが、そうするとやっぱり収納率が上がるということなんです。ありがとうございます。

ただ同時に、現在、30代半ばから50代前半までの就職氷河期世代が、2030年以降に高齢になっていく時代となっております。この世代は未婚の人数も多く、低年金世帯の入居も今後ますます増えていくかもしれません。

就職氷河期世代の方々は、バブル崩壊の影響も大きく、正社員として働いた期間が短い方、非正規の雇用を続けていらっしゃる方と様々多いです。国土交通省も通達しているように、今後ますます住宅弱者が増えていく懸念があります。自治体の対応は早急に必要です。

そこで質問なのですが、町では法人が連帯保証人になること、例えばNPO法人とか、という

のは認めていらっしゃるのでしょうか。同じ地域に住んでいる保証人でないと駄目な自治体もあると聞いておりますが、町ではどうでしょうか。今後、入居要件の見直しの検討はお考えになられていらっしゃるのでしょうか。その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） ただいまの北代議員の御質問でございます。

まず最初に、保証人の要件についてでございますが、実は当町の要綱、規則等についても、原則では町内居住者であることとはしております。ただ、先ほど一つ目の質問でも申し上げたように、そこについては今弾力的に運用しておりまして、連絡すれば駆けつけていただけるぐらいの距離ということで、北九州市だとか隣の中津市とかぐらまでであればということで今、運用してもらっているところでございます。

要件については、今のところ先ほど言ったようにまだ見直しはする予定はございませんが、弾力的に運用できるような規則になっておりますので、そういった厳しいところについては町長が特に認める場合という文言もございますので、その個別案件を勘案してその都度対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 連帯保証人に法人になることは可能でしょうか。その点について。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 今の要綱では、すみません、都市政策課、首藤でございます。

今の当町の要綱では自然人のみとなっております。ただ、公営住宅法ではないサンコーポについては、法人向けの貸出も行っておりますので、その場合は法人が保証人というふうになっておりますが、一般町営住宅については自然人というふうにしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） NPO法人とか社会福祉法人が連帯保証人になるということも想定して、ぜひ制度の見直し、要件等を見直しを、弾力的に運用はしていただいているということなんですが、実際にその要項に書かれてはいないので、ぜひ法人も連帯保証人になることができるようになるだけでも、かなり住宅弱者の方々にとってはいいことなのではないのかなと考えております。ぜひ、その辺の御検討もよろしく願いいたします。

続いて、新たな住宅確保の必要性ということで、何度も繰り返していますが単身世帯の高齢者が今後ますます増加していく傾向にあり、住宅弱者のセーフティーネットとして町営住宅がきちんと機能するように検討していく必要があると考えます。

先ほどの空き家対策にもつながりますが、空き家を賃貸として貸し出せる取組というのを促進することができ、一定の条件下で町が住宅支援を行うことができれば、住宅弱者の方々にとっても、新たな住宅確保につながるのではないかと考えます。町では今後、住まいに困る方への住宅確保対策として、何か計画していることがあれば教えてください。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

ただいまの北代議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどから空き家バンクのときに言われていた空き家の活用というのは、ちょっとうちの課のほうでは考えてはいなかったところでございますが、それと公営住宅についてでございます。新たな住宅確保で、公営住宅で申しますと現在保有している住宅ストックというのが毎年調査している調査がございます。

昨年度も築上町の長寿命化計画というのを作っておりますが、そこで推定需要を、昨年の段階で再度、今後公営住宅に入居するだろうという人口の計算が、国交省から難しい計算式が示されて、それに基づいて計算した式ではじいた数字がございます。それでいくと、今現在の管理戸数が、町営住宅811戸ございます。実際の入居戸数が550戸程度、約250から300が今空き家になっている状態でございます。ただ、そのうち用途廃止団地とって、もう経過年数が過ぎ過ぎて、もうここは手を入れるよりももう更地にしなさいよというような判別が出ているところが127戸ございます。

その、先ほどの管理戸数811戸から127戸を引いたところで684戸、今現在に入居可能な戸数があるというふうになっております。昨年見直しを行いました町営住宅長寿命化計画における目標管理戸数ですが、そういった需要等を勘案しても実態としては、この計画が10年の計画になっております。その周期である2030年度の時点で、町営住宅に入る困窮世帯というのが、築上町においては498世帯というふうに計算されております。

その中で、あとは町のほうで解体していく戸数とかも勘案して、10年後の令和13年度の目標管理戸数を670戸ということで長寿命化計画を策定いたしまして、県を通じて国のほうにも報告している次第でございます。

以上のことから、住宅をこれ以上増やすということは今のところは考えてないのが現状でございますが、先ほど言ったように昭和の初期から中期にかけて建てた建物というのがもう期限が来ますので、この10年間の計画の後半においては建て替えの計画等も盛り込んでおります。

その際には、まだ実際に検討はしてないんですが、先ほど言われた、北代議員言われたように単身の方とかが増えてきておりますので、今までの住宅というのはやっぱり世帯向けの広さの住宅が多うございます。先ほど言った811戸の中も、ほとんどが世帯向けということで、本当は

単身入居可であるところは一部になってきているような現状でございます。

特に新しい建物については、もう本当一部しか残っていないような状況でございますので、そういった状況も勘案して、その建て替え住宅のときには検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 811戸現在あって、127戸はもうちょっと耐用年数が過ぎていくということで、残りが684戸で、今現在が入居が550戸あるということで、計算すると空いているのが134戸という計算になるんですが、間違いないですかね。

そのうち134戸空いているということなんですが、単身不可のところもあるということなので、これから高齢者の単身世帯が増えていきますから、連帯保証人も難しいところではありますし、単身で入居ができる就職氷河期世代、今後高齢者になっていきますので、やっぱり未婚の方がこれからどんどん多くなっていくんですね。

ですので、そういった単身世帯が公営住宅に入居できるような、十分それで確保本当にできるのかというところをもう一度考えていただいて、公営住宅というのはやっぱり住宅困窮者の最後の砦という、その役割をぜひしっかりと果たしていただきたい。本当に困っている方が入居できるような制度にしていいただきたいと、そう思います。ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

質問は以上で終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からいたします。お疲れさまでした。

午前11時37分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、一般質問を行いたいと思います。休憩前に引き続き会議を開きます。

午後からの1番目に、3番目に、**14番、塩田文男議員**。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） それでは、一般質問を行いたいと思います。私が通告していません築上町小中学校適正配置基本計画について。

まず1つ目が、少子化に対応した活力ある学校づくりということで、これは計画の中に打ち込まれた言葉でもありますが、やはり今回、小中学校というのは国が定めたSociety 5.0時代という、21年4月から5か年計画で実現に向けて、文部科学省も新しい時代の学び

の環境整備先導的開発委託事業を公募し、全国で4か所の自治体に採択され、選ばれた築上町は、現在、基本計画を行おうとしております。

築上町に合った計画のその一つが少子化に対応した活力ある学校づくりということで、これについてどのような考えで打ち出されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、教育長の久保でございます。

ただいま塩田議員御質問の築上町立小中学校の適正配置基本計画について、少子化に対応した活力ある学校づくりをどう考えているかという御質問であったと思います。

教育委員会では、著しい少子化の中、活力ある学校をどうつくっていくか、子どもたちの教育環境をどのように整備していくかという課題に対しまして、これまでその解決方策等を協議してまいったところです。

令和2年11月には、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方についてを取りまとめ、学校規模の適正化、そして義務教育9年間の継続した学びの重要性について整理をしてきました。これを受けまして、令和4年2月には、築上町小中学校一貫教育基本指針を策定いたしました。これが築上町が目指す小中一貫教育の方針でございます。

その後、目指す小中一貫教育を実現するためにはどうすればいいのか。これまで教育委員会の定例会議、学校運営協議会、そして、コミュニティ・スクール連絡会等の中で議論を行ってきたところです。定例的に行っております総合教育会議の中でも、町長と意見交換を行ってきたところです。

そうした、これまでの議論を踏まえまして、子どもたちのよりよい教育環境の整備のため、そして、そのためには学校は一定の規模が必要であること、そして、目指す小中一貫教育の実現のためには、学校の適正配置が必要であるという考えの下、適正配置基本計画を策定したところです。

今後は、この計画を学校関係者、そしてPTA、地域住民の方々に丁寧に説明しながら、理解を得て、確実に実施してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ありがとうございます。

少子化に向けての対応したということで、築上町、本来もう皆さん御存じのように、少子化の波にどっぷりつかった町であって、そして、その証拠に小原小学校、葛城、西角田、下城井、上城井と小さい学校、小規模校と皆さん言いますけど、私は前回委員会で、近隣では椎田小学校、築城小学校を小規模校と言うんですよと、異常なほどに人数の少ない学校を小規模校としてうち

は捉えていますけども、本来の考え方はそこにあるというのは違うんじゃないかというところで（ ）しました。ですから、今ある10人、20人の小学校について、子どもたちの対応、福祉学級をはじめ、すごい中身の充実した対応しているのは、もうここ何十年もやってきた経緯です。ですから、これが小中一貫校に向かって、そしてなおかつ、今現在ある10人、20人学級のような対応をしていく、この小中一貫校をやはりぜひ目指していただきたいなと思っております。

次に、質問、教育委員会が目指す教育とは何かということで、近年、SDGsやスマートシティ構想、少子化や高齢化、中1ギャップ、ICT教育に自然災害、安心安全な社会等、国が抱える課題の一部が、この新しい時代の学びの環境整備であり、築上町にとっても、この事業を理解して実現していけば、町が大きく発展する起爆剤の一つになるのではないかという質問も前回させていただきます。

社会環境が一気に変わると思います。同時に、先ほど質問もありましたが、定住・移住の課題も必須の課題と思います。

このコロナ、2年、年明けて3年目を迎えるわけですが、よく最近、このコロナ禍で時代が10年から15年早まったということで、もちろん今私はマスク外しましたが、このマスクも違和感なく、つい3年前は議場でマスクをしているほうがマスクを外せというようなイメージが、今はマスクが当たり前の時代になりました。

それから、リモート会議、テレビで見ることがリモートと思ったのが、一気に私たちの机の上でリモート会議が行われました。Wi-Fiも一気に普及されました。今じゃ、小学校、中学校、みんなタブレットでWi-Fi機能も。

最初、タブレットのWi-Fi機能とか言いましたけど、もう当たり前の時代になって、在宅勤務やWi-Fiが普及するによって、ロボットも動き出しました。旅館や病院、スーパー、レストラン、そういった時代が15年ほど一気に進んだとよく言われています。その波に教育委員会も乗って、今後の学校教育——よく、今、八津田小学校があればどうするのかという話も出ます。その都度やはり方向転換していくことも視野に入れながら、教育委員会の目指す教育は何かをお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

ただいま塩田議員のお尋ねの件でございます。

少子高齢化、それから高度情報化の進展ということで、社会は大きく変化をしているということとは、私自身も実感をしているところでございます。

今後は、子どもたちが生きる未来社会というのは、今以上に大きな変化があるというふうに考

えています。このような大きな社会変化の中で、我が町、築上町の子どもたちには、このような社会の変化に主体的に対応して、目の前に存在する課題をしっかりと解決しながら、生き抜く力、そして、未来を想像する力を身につけさせたいと考えております。そのためには、令和の日本型教育と言われるように、一人一人のよさや可能性を引き出し、個別最適な学びを実現すること、そして、AIとかコンピューターではできない、人ならではの考えをぶつけ合う、学び合うといった協働的な学びを実現しなければならないと考えています。

本町の教育大綱の中では、基本目標を21世紀を担う持続可能な社会の創り手の育成としております。そして、その下に、今後取り組んでいく教育施策に関する5つの基本計画を定めているところです。その中でも、子どもたちの育成については、基本方針の第1番ですが、夢と志を持ち、可能性に挑戦し、未来を切り開くための必要となる資質・能力の育成と定めており、教育委員会の目指すべき教育としては、この基本方針の達成に向けまして、小中一貫教育、そしてキャリア教育、ICT教育等、各種教育をしっかりと展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） しっかりと検討していただきたいと思います。

ただ、決めて方向していったときに、なかなか変更って難しいですけど、やはりここでこうするべきというときは、変更を兼ねたことも視野に入れて、前向きに進めていただきたいと思えます。

3番目に、統廃合の最大の理由は何かという形で質問しております。

そこでいろいろと聞いてまいりたいんですが、まず築上町の小中学校の年間の修繕費が今どれぐらいかかっているのか。それから、築上町雇用の（ ）職員の年間の経費が幾らかかっているのか。小学校卒業して、他の中学校に行かれる生徒が大体年々どれぐらいになってきているのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

3点ほど御質問をいただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の施設の修繕費についてでございますが、施設の修繕費についてはエアコンの更新、工事費等を除きまして、純然たる施設の修繕費、それから維持補修費、給食物品等の物品修繕費を集計しております。

過去3年間の状況としては、令和元年度が約2,200万、令和2年度が同じく2,200万、令和3年度が3,300万ということになってございます。

また、内訳でございますが、令和3年度の内訳ということで見てみますと、小学校が約2,000万、中学校が約1,300万という状況になってございます。また、中学校については、ほぼ椎田中学校分ということになってございます。

それから、2点目の町費の講師等の配置についてということでございます。

今、各学校に配置をしている複式解消等の講師、あるいは教員を支援する教員支援員、それから給食調理員等のいわゆる会計年度任用職員の全体の人件費について集計をしております。

令和2年度については約9,000万円、令和3年度については約9,800万円、令和4年度については1億100万円。令和4年度については決算見込みということでございます。

内訳を見てみますと、令和4年度の場合、講師それから教員支援員等の学習の支援に対する講師等の配置については24名、今配置をしております。額にして約6,000万円ということになってございます。それから、給食調理員等については18名配置、額にして約3,300万円。それから、町内4校に学校事務員ということで、事務補助の町費の職員を配置をしております。これが約、金額にして800万円という状況でございます。

それから、3点目の他校への進学者についてということで、小学校を卒業後に町外の中学校に進学した児童数については、令和2年3月卒業者が19名、令和3年3月卒業者が21名、令和4年3月卒業者が23名と、おおむね例年20名前後の卒業生が、また町外の中学校に進学をしているという状況でございます。

令和4年度3月卒業児童の場合で申しますと、全卒業生163名のうち14%、23名が町外の県立の中高一貫校であるとか、私立の中学校等に進学をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 今、僕は修繕費が大体3,500万前後で、人件費が7,000万ぐらい、1億からという話を以前そういう記憶でずっといたんですが、一気に教職員の関係が増えて、今の給食調理員まで頭に入れていなかったですけども、1億超えですね。1億から1億5,000万の間が、1億2,000万前後、年間かかってきた。

中学校に、他校に行かれる方、その方たちはそこにどうのというのが課題じゃない。たまたま聞いたことなんですけれども。

今回、教育長と町長がよくぞ小中一貫校をやるという形で決断していただいたなど。今まではこれで正しかったんですよ。小規模校、もっと小さい少人数校も含めて、これだけの金額、これを小中一貫校にする理由にしなさいとは言いませんけども、これも大きな一つの理由なんです。なぜなら、もう小中一貫とか言うのは、築城中学校を建てる前から出ている話であって、もう10年ぐらいは経過しています。となると既にもう10億を費やしてきている。これでは正しか

ったです、当時から、昔からですね。執行部も議会もここには触れていません。

今から、今回、学びの環境整備に採択されて、こういう形でつくっていかうじゃないかということが今だと思うんです。お金にすれば10億も支払ってきています。このまま人数が本当に10人を切り、5人、いろんな全国でもまれに3人しかいないとかいう学校もあります、島とかですね。そういったところを目指していくのか、それとも新しい時代に向けた今の小中学校に行くのか。これは町長と教育長のやっぱり大きな決断がいると思うんですよ。よくぞここまで金銭面も耐えれたなというのが一つの私の思いでもあります、これに向かって、町長と教育長のやはり今基本計画ですけども、覚悟をやっぱり聞きたいなと思っています。

令和2年2月27日に、この猛威を振るう新型コロナウイルス、子どもの命の安全を守るため、全国で一斉休校を発表した。

家庭や企業、教育現場の混乱を痛いほど想定し、誰もが体験したことのない未知の世界の、総理は全責任を負うと明言して、臆することなく決断したんです。皆さんもこの記憶は新しいと思います。

築上町もこの全国一斉休校から今日、今日まで、その後の非常事態宣言からウイルスとの戦いをずっと、今現在も続けているんではと思いますが、それから、そのときにいろんなマスコミが調査を行いました。賛成とやむを得ないが7割、そして、教育を奪う、仕事に行けない、いじめが増発すると言われたのが約3割。

そこで、日本国憲法の第26条と学校保健安全法の第20条の焦点になり、当時のあの殺人ウイルスと言われた恐怖の中の3割の意見が、子どもの身体を、安全をまだ大人も含めて反対意見にならないんじゃないかという意見があったことも事実です。

何が言いたいかといいますと、やはり本当に、これ今、基本計画入っていますけど、町長とやっぱり教育長、統廃合するというための覚悟がいるのではないかと、それには皆さん、ほかの議員さんも言っていますけども、十分な説明をということで、その意見をやっぱり住民やPTA、その住民に十分な説明をして、そして、政治的判断で理解を求めていくことが大事じゃないかなと。

なぜ、この全国一斉休校を出したかと、やはり時のトップがやっぱり出す決断です。その決断の方向性は未知なものかもしれませんが、本当にやると決めたらやるんだと、行くその勇気と覚悟がないと、やはりなかなか前向きに進まないんじゃないかと思いますので、そこで町長と教育長の覚悟をまずお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 小中一貫に踏み込む、教育再編に踏み込むという覚悟ですか。

私は、平成14年に椎田町の町長に就任したときに、学校の統廃合は考えないという基本的

な——そこで小原小学校は10人だったので、10人未満を切ったら話を持っていくよという形は小原小学校区の皆さんには伝えておりました。

それで今までずっと保ってきていただきましたが、私が就任してから20年過ぎますが、20年間の間に3つの要因ができて、やはりちょっとこの小中一貫制とか、教育再編を考えなきゃいかんかなというようなことで、昨年、文科省の委託事業を受託いたしまして、本来なら椎田中学校と椎田小学校の小中一貫で踏み出したわけでございますが、その間、教育総合会議の中でいろいろな議論をしながら、2つ目の理由がそういう形で、先ほど教育長からも話がございましたが、少子化が著しいというのが1点、それから2点目が基本的にそれぞれの全ての学校が耐用年数に来ておると、もしくは近づいておると、そういう関係も一つ理由がございます。そういう形の全ての学校を建て直すというのは非常な労力を要するという形にもなりますし、それから3つ目が、大きな理由としては、文科省の、先生の基本方針を専任教科制の先生に小学校を持っていくと、そういう形になれば、非常に小さな学校は数人の先生で全ての教科、専任制ではできないという理由にもなります。そういう形の中で、基本的には小中一貫の中で、できれば小学校も中学校も教員免許を持った先生がお互いを往来しながら、専任の教科を教えていくと、こういう可能な形も模索していかざるを得ないというようなこともございまして、基本は文科省の新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業というのを受託したと、これがきっかけではございますけれど、いろいろ考慮した結果、そういう形で学校再編に踏み切るべきだろうという形で決意をいたして、既にもう出発しておるところで、先般は、学校関係者のコミュニティ会議とPTAの皆さんに御参集を願ひまして、このいわゆる学校再編の話をしていたところでございます。そしてたらちょうど中規模で、生徒の数が三、四十人ぐらいで維持できる学校のPTAでしたけれども、葛城小学校のPTAの方から葛城小学校を見放さないでよかったと、そういう葛城小学校だけ小中一貫からのけられると、そういう話もあるような形で聞いておったということで、それは一緒になってよかったという、そんな意見も私どももいただいているところでございますし、基本的には、この今の基本計画の実施に向かって、全力で力を注いでまいるということをお約束いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

ただいま塩田議員からの御質問、そして、今現在の私の覚悟ということで聞かれたと思います。

町長のほうも述べましたように、本当にこれからの教育、令和の日本型学校教育を進めるためには、個別最適な学び、そして協働的な学びを実現しなければならないということも、先ほどの答弁で申し上げました。そのためにはやはり一定規模の児童の集団を確保すること、そして、町

長からもありましたが、経験年数、それから専門性など、バランスの取れた教職員を配置いたしまして、小学校高学年における専科指導を充実させること、そしてICTの操作活用、先進的な取組等も進めていく、そして、英語教育も進めていく。そのようなためには、小中学校を一定の学校規模に再編することが必要であり、このことが小中学校の適正配置、再編の一番の目的でございます。そのためにも、今回策定いたしましたこの計画をしっかりと皆さん方に説明し、確実に実施をしていくのが私の役割だと思っておりますので、覚悟を決めて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ぜひ覚悟を持って行動していただきたいなと思っております。

築上町にある、今、築城中学校、八津田小学校以外、老朽化が進んで50年以上、ほぼじゃなくて、全部の学校が50年以上たっているんじゃないかなと思います。

今からこの学校、数年後に造れば、やはり長い道のり、50年、60年の建物を今やろうとしているところなので、どちらを選ぶかですよ、皆さんで。

地域に学校がなくなれば寂しくなる、何とかという話をよく聞きます。しかし、子どもはなくなるわけじゃないんです。いろんなことを言う方がおられますけども、それはその意見として、しっかりと説明して理解を求めて。

今まではやはり地域の人が学校に寄って運動会、いろんなところで催しをやっていく、それは今でもやってほしいし、やることも大事なことなんです。しかし、時代の流れとともに、こういう形でこういう流れなんですと、ここでお金かかるからないからとか言っちゃいけないですよ。今まではそのお金とか誰も言わなかったんですよ。逆に修理を一日も早くやってほしいと、クーラーをつけてほしいと、給食室が不潔だと、換気扇がなかったとかいうことでやって、この結果がここなんです。年間、今1億を超えるんです。

複式学級で教員が足りないということで、この近隣にない教員数の対応は、築上町は恐らくトップじゃないかなと思っております。そういうことで十分にやることはやってきて、これが正しい道のりやったんです。これを否定をしません、私たちもそこまで言っていませんでしたし。地域の人たちはそこまでは御存じなかったかもしれない。そう言うと、俺たちは知らなかったというんです、聞かなかったと。小中一貫すると、そんなことも聞いたことない、これは無責任な話なんです。みんなお互いさまなんですけどね。そうじゃなくて、政治決断でこういう町でこういう学校で、そしてこういうふうになるんだというのを理解の説明をしていただきたいなと思っております。そこをはっきり言わないと、皆さん、理解できないんです。

一番大事だと思っているのが、これが令和9年の計画、もしくはいろいろと議論すれば、令和

10年ぐらいなるんかなとかいうことも想定しながら、この計画の中で統廃合するわけですから、もちろん廃校になった学校、もちろん跡地利用も大事です。だけど同時に跡地利用は何をしますとかいうのを考えると、そう思いつくもんじゃないですよ。ですから、ただ確実に考えてほしいのは、校舎は壊すとか、体育館は残そうとか、壊すと決めたら、この事業計画の中で解体までをきちんとやってほしいなど。更地になって、体育館があるから体育館も壊すかもしれませんし、更地になった時点で地域と相談しながら、ここにこういったものをやりたいとか、こういったことをしたいというときに、それに即座に対応できるように。だから、この事業計画は解体までの検討を視野に入れていただきたい。できれば工事費をその中に入れられるのか分からないですけど、努力して入れるような形でやっていただきたいなど。

皆さん、寒田小学校、もう合併した頃からもう廃校の学校がありますけど、あるのを御存じ。廃校記念館を造っているわけではないんですけどね。だから、ああやってあれば、じゃあ、何かやろうって言ったって、もう壊すのに1億かかるんだということで、何も次の課題が生まれないんですよね。だから、そこのところは、副町長がこの計画のチームリーダーと聞いていますので、ぜひその辺も視野に入れた検討をぜひ考えていただきたいと思いますが、副町長の答弁を求めます。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。

合併当初、まだ寒田小学校ありまして、その後どうするかというのが山村振興計画をつくりまして、宿泊所ですか、そういう計画が策定はありましたけども、先ほど質問がありましたように、他の学校との財政問題と全体の問題、そして補助金の返還の問題、文科省からいただいた、まだ耐用年数は過ぎておりませんので、その返還の問題等を含めて、解体についてはしていなかったのが現状です。ただ、今、寒田小学校、それと小山田、それと葛城保育園ですか、そういう学校については補助金返還問題が解消すれば、直ちに解体するよというのを——岩丸もあります。そういうことが解決すれば、直ちに解体したいと思います。

解体の設計費用は組んでいるところはございますので、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） もう誰しもが跡地利用というのは必ず考えるんですよね。ですから、この事業ができて、小中一貫校が完成したら解体が始まって、そこが更地になっていく。残すものは残すというようなことで、更地にならんやったら次の段階の計画とか考えように考えられなくて、やれば解体費がないとか言い出すわけですよね。ですから、そういった解体も含めたところまで計画にぜひ盛り込んで。

つい先日、西角田校区の文化祭がありました。僕がちょうど行ったとき、町長が御挨拶をされていまして。町長も小中一貫進めていくんだということで挨拶されていまして。そういう話をされたので、地域の人と立ち話ですけど、これをこう言うと住民が言ったように感じるんですけど、我々議員って本当に無責任なもので、聞いた話を言っているだけですだからね、西角田校区を挙げて言っているわけではないので。

ただ、体育館は残してほしいなど、小中一貫にすることなんて何ら問題もない話でしたという、これ反対の方もいますので、身近な方の意見としてここで少ししゃべらせていただきますけど。

地域が暗くなるとかいろんなのがあるよねと言ったら、ああ、とかいう話で。ただ、子どものことを中心に考えた話って、これから先も出てこないんですよ。実際に西角田に通っている子ども、小原、葛城、下城井小学校。こうなるとどうするって、子どもに聞いたら二重丸なんですよ。これも絶対100%とは言いませんけども、地域で本当に子どもの意見を聞いて、時の地域の方とPTAの方といろんな反対する人もおもしろいでしょう。だけど、だからこそ、政治決断で行けということなんです。

安倍総理が全国一斉休校してから、今日、今日まで教育を奪うということを誰一人言わなくなったんですよ。何かあれば休校していますよ。幼稚園から小学校、大学、大学生だって1年間大学行かないでリモートでと、教育奪うなんて言った人はいなくなったんです。だから、時の回答というのに惑わされることなく、こうするんだと決めたときに前に進めていくと、どんな壁が来ようと乗り越えるんだの勢いで、ぜひ町長頑張ってください、教育長もいただきたいなと思います。

それで、次の質問に行きたいと思います。

メタセの杜について質問出しています。メタセの杜がオープンして何年になるのか。まず素朴な質問から入りたいと思います。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

メタセの杜、オープン年度が平成17年6月にオープンしております。今年度で18年目を迎えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） もう18年たつんですね、18年。

私がメタセを見てきて、改装しているのは屋根の瓦ぐらいしか記憶にないんですけども、課長もちょっと定期的に皆さん変わるのであれですけど、社長がここにおられますね。今まで大した改装的なのは、僕は瓦ぐらいしか、瓦の葺き替えと言うんですか、ぐらいですけど、何か今ま

でやってきた経緯って何かありましたですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） メタセの杜について、そのお店についての改装等は手を扱っておりません。ただ、レイアウトですか、陳列棚等を変えたいなということで、専門家の意見を聞いたようなところはございますけど、大幅に今、トライアルやらルミエールさんがやっているような大きな改装はしておりません。ただ、あと環境的に変わったのは、森林組合の販売、館であったり、ブランド館であったり、国際交流館を商店であったり、そういうことに使っていたり、あとはファントムも入れたり、そういうことが主な内容です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） そうですよ。今言われてみればそういうところですよ。もう18年もたったんですよ。普通、居酒屋さんとか、結婚式場とか、大体5年サイクルで少しリニューアルするものなんですよ。18年たちました。

今思えば、これは途中からですけど、指定管理に当たっています。ですから、指定管理というのは大家が築上町ですので、築上町もやはりメタセの杜の会社と打合せをして、やはりリニューアルを多少なりとも検討してもいいんじゃないかなと。

なぜこんなことを言うかといいますと、素朴じゃないですけど、正直なところ、あそこは何かしら人が来るんですよ。もちろん野菜売って、弁当売っているんですけども、よそに負けないぐらいの勢いで人がやはり寄ってもらえる。すばらしい神様がいるのかなってぐらいなんですけど、本当に人の寄りがよくて。

先日もスーパーカーとかいろんなのを展示して、人の寄りが一段とよくなるんですよ。ですから、ちょっと町長に検討を頭の中に入れてほしいんですけど、恐らくメタセの杜の中で、やはりこういうところはこうしたいなとかいう意見も内容もあるんじゃないかと思うんですけども、やはりリニューアルを一度、少し検討してもいいんじゃないかと、もちろんメタセに払わせるわけじゃないですよ。行政が大家として、やはり指定管理で貸したんですから、老朽化があつて瓦も変えたんですから、多少なりともリニューアルを検討して。

例えば、これは途中でも言ったことあるんですけど、あそこのテーブルとか、テーブルも古くなって、よく皆さんがたくさんの人が来るので、もう大分老朽化しました。そういったのを新しく変えとか、お店の中を少し1.5倍ぐらいどうか増築できんかなとかいうような、私のこれ感想なんですけど、そういった形で何らかのまずリニューアルを考えるというのはどうかと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほど言われましたメタセのリニューアルに含めた件ですけど、今現状を説明させていただきます。

ここ近年のコロナの影響で、売上等、来客数も減ってきているのは事実です。ただ、これについてはコロナが影響と、あとは先ほど言われたリニューアル、18年経過したのも影響かとは思っています。

この中で、取締役会にも私、参加しておるんですけども、中では今後どうしたら、取締役会の中でも、どうしたらお客さんが喜んでいただけるか、そして、大きな内容としては、築上町の物産品、直売所という位置づけがありますので、売れることによって、築上町、出店している農家の方含めて利益向上、所得向上になりますので、そちらも含めて、今後リニューアルが必要だと産業課としても思っています。

ただ、大きな計画を立てるのではなくて、小さな計画でも、小さな予算でも、少しずつでも取組をしたいと思っております。

併せて、今回の補正予算の計上しております、付近の並木道の計上もしております。そういった形で中の店舗の改修、リニューアル、そして、併せて少しずつですけども、周りの改修も併せて計画をつくって対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 並木道の話、次の質問だったんだけど、じゃあ、同時に行きましょう。

メタセの公園整備ということで、やはりリニューアル、建て替えるとかいうわけじゃないんですから、やはり今あるところを人が来ていただいて、そして野菜を卸してくれる築上町地元の方——18年前新築の中でやって、18年たてばかなりの老朽化、人が来てくれたからこそ物が古くなって傷んでくるわけですけども、そこをすればやはり売上げアップにつなげるためにも、大体こういう商売の形式でいけばリニューアルなんですよ。リニューアルを求めて、新しくもつと売場面積が買い物しやすい環境に改善していくというんですか。改善ですよ、リニューアルとは改善という形で、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

今回、公園整備という形で予算にも上がっています。委員会で質疑でも少し話してはいたけど、大体どのような計画でいるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

並木道の整備については、メタセの杜の今現在、並木道が整備をされております、その川、

音無川を越えたところを計画しておりまして、メタセコイアの樹木が立っておりますので、そこを整備することによって、来客、遊歩道として整備をしていきたいと考えております。

中身については議案質疑の中でもお話をしました、約140メートルぐらいありますので、そちらをウッドチップを敷いて通れる歩道を造る。そして、枝打ちをかなりしていませんので、枝打ち、そして周囲の草刈りも一緒に併せてしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） それは本当にいいことだと思います。

メタセの杜の、あれメタセの木というんですか。町並み、見るとなるとすごく景色もいいしということで評判もいいみたいですね。

何せ敷地広いんですよ。子ども連れで来て、遊具とファントムあたりのところで遊ぶわけですよね。まだ奥に行けば奥も行けるし、そのまた奥が今のメタセの整備になっていくと思うんですよ。そうなれば、今度、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんとか一緒に買い物に来て、子どもは遊ばせるとかなると、なかなかあそこに行ってみろって言ったら、どうしても、おじいちゃん、おばあちゃんはまだここで待つとくからという話にもなってくるわけですけども、せっかくあれだけの広大な敷地の中でもあるので、これは私の一つの考えでもありますけど、カートで1周できるようなコース、できたらどうかなと、ゴルフ場のカートみたいなものなのですけども、今、電動の二輪で動くものとか、いろいろあるじゃないですか。ああいったのも、100円ぐらいで1周みたいな、そういったこともすれば、奥までずっと見れるのですけれども、何せ僕自身も、なかなかそう行くものじゃなくて、そういったことができればいいかなと、一つの構想ですけども、これは何か回答があればお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 平成25、26年ごろ、メタセコイアの周辺整備計画というのが策定されまして、そのままなざらしになっているのですけれども、今度、上別府・船迫線が3年ぐらい先に開通しますので、それに合わせて、その計画を少しずつ前進させようかなと思っています。今、人吉の近くに人吉基地資料館というのが、5億ぐらいで立派なものできておりますので、そういう計画も築城基地の中に参考館というのがありますので、そういうものを表に、メタセの杜のほうに引っ張り出して、そういう計画も立てたいなと思っています。これについては、基地と協議しておりますけれども、基地のほうも前のめりになっております。そういうことで、財源をどうするかという形になりますけれども、財源については、九州防衛局に行って、再編化周辺のお金を基金に積み立てる計画をしようかなと思っています。これはあくまでも構想ですけども、そういうことで進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） もう次に行きます。航空博物館という計画があったが、今まさに副町長が言われた計画と近いのですけれども、航空博物館、博物館を、確か一度、基本設計までできたのですが、なかなかつく予算がないということで、これは議会で名前は航空博物館という形なのですけれども、博物館って、博物館の博物館じゃないのですけれども、一番最初になったのは、築城基地の中に、先ほど言われた参考館、要するに戦争で亡くなられた特攻隊の人たちとか、いろんな資料が残ったのが築城基地の中に、大々的ではないけど小さい規模であるわけなのです。我々、アポを取って行って、団体で行けば見学とかできるのですけれども、じゃあ個人が行って、今から見に行きたいと言ったって、なかなか基地の中は対応しづらい。この参考館を、例えばメタセが一番でしたから、メタセに出せないかという発想から、この航空博物館というのが当時あったわけです。

方向転換みたいになりますけれども、このコロナ禍を迎えて、皆さんが意識し出したのは、このウイルスとの闘い、また自然災害というのが、もう目の前という形で、よく響かれてきています。近隣も、防災、災害に向けた倉庫を造ろうじゃないかという話も湧き出ております。ぜひ、今、副町長の言われた防災的な倉庫と参考館が一緒になっていくような……。

メタセのもともとの計画の中に、見たら、その奥はオートキャンプ場という計画もあったのです。ぜひ、オートキャンプ場の計画も前向きに、倉庫の計画と同時でもいいのですけれども、オートキャンプ場というのは、管理棟と、ちょっとした施設で、簡単にそうかかるものじゃないので、そういったのも視野に入れて、緊急時・災害時にはそこが避難場所にも使用できるというような……。何せ敷地は広大に、防衛省が買収した土地の滑走路の真下になるわけですから、場所的にも悪くはないでしょうし、そういった築上町のまちづくりをメタセの杜から発信して、つなげていくというのは、私は大賛成の一人なので、ぜひそういった計画を前向きに検討していただきたいと思います。町長どうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） できるものはやっていきたいし、極力、国の予算でやってもらうということで、それは防衛省に強く要望しながら、本来なら航空博物館とか、いろんなよその海上自衛隊とか、北海道の千歳市には国が造って管理を委託している、そういう施設がたくさんあるので、本来なら国に造ってもらって、それを管理するという形態ができれば一番いいかなと私は思っているんで、できればそういう形態に持っていきたい。調整交付金とか、米軍再編の金は、ほかの町独自のインフラ整備に私は使いたいと思っておりますので、そこのところを防衛省、本省のほうと協議をしながらやっていくということをお約束して答弁とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 最後です。最後になりましたが、ぜひ町長、前向きにやっていただきたいです。

うちには合併特例債と過疎債という予算があります。過疎債、築上町の隅々まで、全体が過疎という指定を受けております。過疎から脱却するのか、しないのかというところの使い方が過疎債です。あれも、これも、（ ）も建てればお金がなくなってどうするのか。収支比率が上がるじゃないか、数字が上がった、赤字団体になるんじゃないかと言ういろんな方がおります。しかしそれは、やってしまえばそうなるのですけれども、これは計画性を持ってやらないと。数字を気にするなら、寝ておけばいいのです。何もしない、自助・公助・共助の世界を貫いたらいいのです。だけど、やはり町をつくって、過疎から脱却しよう、そして1人でも多く定住移住を増やしていこう、人口が増えるからと、人口維持を必ずやっていこうといったら、やはり必要なものは造って、そして10年以上先を見据えて、計画をやるというのが一番大事だと思うのです。ただ、その計画がどうなるかというのは、誰もが自信を持っていない。それこそ、いい加減な話をすると、（ ）いけないのですけれども、そういったしっかりした町の計画を打ち出して、これが大事なんじゃないかと思えます。

数字が悪くなったら、その計算もできるんですよ。何年間は歯を食いしばれと。以前、昔もそれをやってきた経緯がありますよね。そういった気持ちでないと事業はできないですよ。築上町はそんなにお金を持っているわけじゃないのです。ない中でやっているのが現実です。しかし、意外とやっているほうではないかと思えます。それは過疎地域から、行橋の隣の町として、将来の発展性を見据えた行動でやっていくべきと僕は思っていますので。数字が悪い時期があるかもしれませんが、数字を気にして計算していくのも大事なので、そこは職員の皆さんがいろんなことで対応してくれているとは思いますが、そういった中で戦って、町をつくっていく。これが僕は本当に前向きなまちづくりの一つとっておりますので、数字を気にするくらいだったら、何もしなかったら大体安定しますから。そういう気持ちで行くのか、衰退に行くのか、前向きに向かって走るのか、そこは町長たちの今後のまちづくりに期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は2時5分からといたします。お疲れさまでした。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きで、本日最後の予定です。4番目に、4番、宗晶子議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 4番、宗晶子でございます。

まず最初に、町税の延滞金についてということで質問に上げさせていただきました。今、たくさん料金を町が収納しておりますが、まず、保育料調整規則による保育料、また、放課後児童健全育成に関する条例による保護者負担金という学童保育の負担金、それと老人福祉関係徴収規則による徴収金、築上町下水道条例による使用料、あと築上町農業集落排水事業椎田西部地区分担金徴収条例による分担金とか、築上町土地農地（ ）分担金徴収条例による分担金、水道事業給水条例の水道料金、以上、申しあげました条例が、ほかにもあるかもしれないのですが、延滞金の徴収が規定されておられません。

逆に、延滞金の徴収が規定されている条例はと申しあげますと、下水道事業受益者分担金に関する条例、そして築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例による分担金と、公共下水道事業受益者負担金、あと後期高齢者医療に関する条例の保険料、そして農地中間管理機構土地改良事業に係る特別徴収金、そして町営住宅管理条例による町営住宅家賃、以上には延滞金規定があるのです。

ほかにも延滞金規定があるものがあるかと思うし、私の漏れもあると思うのですが、そこで①の通告でございます。延滞金規定があるものと、ないものがあるのですが、両者の違いと根拠について、どなたでも結構です、担当課長になるでしょうか、全体のことで、どなたでも結構です。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 延滞金を全て同じ条例で、条例をつくれという件でございますけれども、全ての条例は、ほとんど法に基づいて条例がつくられております。国の法律ができて、その下に条例が出てきている。例えば、税金は地方税法という基本法がありまして、また、公営住宅法は使用料の条例ということで、それぞれで性質が違います。基本的には全てが、使用料と税という形で、収納金がいろんな形で法律によって定められております。そこで個別の税、それから使用料等々、分担金もございしますが、そういうものを一括して延滞金条例ということにはできないというふうに私どもは感じておりますし、条例をつくる際には、その法に基づいて、延滞金が必要なところは延滞金をつくる、必要でないところは延滞金をつくらないということで、例えば土地改良事業等の分担金条例、これは大体分担金が収まってからじゃないと事業をやらないという形になっておりますし、いろんな性質があるので、それぞれの条例に基づいて、条例の中で延滞金制度をつくっておると、つくっていないのがございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 根拠法がそれぞれ異なるので延滞金条例は一括してつくっていないということなのですね。ただ、他自治体では一括している条例もあるわけで、私は、ばらばらだと、課長さん皆様方、条例をつくるのが大変なんじゃないかと思う。それで、実際、延滞金を取らないと納付者の公平公正な維持を害すと思うのです。延滞金であっても町の貴重な財源になっていると思います。ですから、やはり性質が違うのでできないというのではなく、公平性を確保するためにも、包括的でなくても結構です、やはり延滞金というものを、いま一、見直してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、対価に対する給付で納めているものもございませう。本来なら対価という形で、給付を受けるのであれば、自分が給付を受けているという自覚を持って、ただし、経済的に困難なとき、払えない場合がございますが、そういう場合は免除の場合もございませうし、延滞金をつけているところは延滞金をいただくという形でございませうけれども、今、ほとんどの延滞金というのは免除になっているのが現状でございませう。そういう形の中では、やはり経済的に厳しいという方については、延滞金も取っていないし、基本の使用料とか、それから保育料とか、いろんな料金がございませうが、そういうものはできるだけ公平になるように納めてもらうという、その納付の督促をしたり、お願いをしたりということで個別に対応しておるのが現状でございませう。

税は、きっかりと税法に基づいて延滞金は取っております。ただし現年度については、実際、まだそこまで行っておりませう。それをしておったら、莫大な事務量になるというようなことで、ただ、滞納繰越しの分については延滞金を取りながらやっている。そして、減免の場合もございませう。本当に経済的に苦しい方々が納税制約をやって、無理を承知で納めている方もおるのでございませう。しかし、税の制度が前年の収入に対してかかるということで、非常に無理なところがございませうので、いろんな形の、個々、個別の形で定めるのが私は妥当だと思っております、延滞金条例というのはつくる気はございませう。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 町長が今おっしゃったように、納付するという自覚を持っていただくというのは本当に大事なことだと思っておりますし、あらゆる場合をきちんと聴取して減免をなさっている。それも私も大事なことだと思っております。その点については大いに賛成いたします。

延滞金条例をつくらないのであれば、他市町村では債権管理条例というのをつくっております。

すみません、そこまで私はきちんと勉強していなくて、今日提案することはできないのですけれども、それもひっくるめたところで、今後考えていただきたいとお願いして、この質問は終わらせていただきます。

では、小中学校配備基本計画について質問に上げさせていただきました。先ほど塩田議員の御質問で、教育長に理念をしっかりと語っていただきまして、十分理解できましたので、私は中身について、現実のことを問いたいと思います。

通告の一番上、もっと時間をかけて住民合意を形成すべきでは、について質問したいと思います。今回の小中学校配置適正基本計画については、あまりにも唐突だったという印象を持っております。住民の皆様にとっても突然の発表で、いろいろ考えようにも、まだ十分な情報すらなく、戸惑っているのが現状だと思います。説明会等を2回ほどしてくださっているのも存じ上げております。その中でもたくさんの質問があったとお聞きしております。

本日の質問では、私なりに今までの情報、学校関係、本当にこんなにたくさん情報があるのですけれども、情報を聞いて、整理した上で、この適正配置基本計画、最新のもの、これについて議会全員協議会でも説明いただきましたが、その点でも分からなかった点とか、疑問点とかを、教育長、皆様に質問させていただきたいと思います。

改めて関連する文書を読み直したところ、まず、令和2年11月に教育委員会が策定されました、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方についてでございます。この在り方の3ページ目に、前の質問でも取り上げさせていただいたのですけれども、規模適正化のために学校統廃合を念頭に置くのではなく、義務教育9年間の継続した学びを実現する小中一貫校を設置するに当たり、各学校は小規模特認校で存続を希望するのか、小中一貫校の枠組みの中に入るのかを学校運営協議会等で十分に協議し、決めていくことが望ましいと書いてあるのです。

次に、令和4年2月、これも前の質問で取り上げました。今から10か月ほど前に教育委員会が策定されました築上町小中一貫教育基本方針、こちらの中で、こちらに出た規模適正化とか、学校統廃合などの言葉は、この中ではまだ一つも使われなかった。10か月ほど前は、まだ規模適正化とか、学校統廃合のことは書いていなかった。

そして、次の、10か月前の基本方針の中の築上町における小中一貫の形態、こちらに書いてあるのですけれども、その中では、複数の学校で連携し、ということだけが書いてあるのです。繰り返しになって申し訳ないですが、規模適正化とか学校統廃合の言葉は10か月前は使っていなかったのです。そして、この中では、築城中と椎田中のどちらの校区でも、複数の小学校が連携して小中一貫教育を行うという基本方針だったのです。この中では、まだ10か月前は、全ての学校が存続可能ということになっています。

そして、基本方針策定後の2か月後、令和4年4月に築上町教育大綱が出ました。この中の具

体的施策には、こちら14ページに人口推移等を見据えた学校環境の適正化の検討とだけ書いてあるのです。つまり、この4月は適正化の検討まででした。

ここ2年間で、教育委員会が策定した方針や大綱では、学校の規模の適正化はこれから検討する、また、検討に当たっては学校運営協議会等と十分な協議をして決めていくと書いてあります。

新しく出ました令和4年10月の最新の小中学校適正配置基本計画、それにも、初めにのところに、町教育委員会だけでなく、町、保護者、地域が一体となり、児童生徒が必要な資質・能力を身につけていくための体制づくりについて、学校運営協議会等で議論をし、整えていくことが大切ですよと書いてあります。

今まで申し上げたことを前提にするのであれば、この令和4年10月の学校適正配置基本計画というのは、あくまでも基本計画で、今からみんなで議論を始めるたたき台という理解でいいのか。そして、このたたき台を元に説明して議論して、今後の方針を決めていく。決めるときには学校運営協議会などが中心となって、地域と十分に協議をしていくということなのでしょうか。教育長、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

ただいまの宗議員御質問の件でございますが、今回の、この築上町立小中学校の適正配置基本計画については、先ほど塩田議員の御質問の中でも策定までの経緯についてお話をさせていただいたところでございます。これは、これまで教育委員会の中で議論を重ねて、教育の中身について協議をしたものをまとめてまいりまして、お話しましたように、総合教育会議の中でこれまで何度も意見交換をしてきたところです。その中で町長を含めた御意見等を踏まえて、今回、このような形で基本計画を策定させていただきました。今後は、この基本計画を十分に説明するという事も申し上げましたが、皆さん方に御理解をいただいた上で、新しい時代に対応する、この本町の教育を展開していくためには、再編、このような適正な配置をしていく必要があるという結論に達しましたので、この計画を策定したところでございますので、これを進めていくという方向で、十分に皆さん方の意見を聞きながら実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今のお話だと、この計画は教育委員会と総合教育会議だけで決めてしまって、あとは皆さんに理解を求めていく、そして教育委員会の方針で進めていくというふうに理解できました。

その上で聞きたいのですけれども、学校の統廃合の時期について、適正配置基本計画、こちらの7ページの実施年度のところに、ただし保護者や地域住民との協議において時間を要する場合は、さらに期間を設けて進めますと書いてあるのです。つまり統廃合は実施年度の令和9年度と

決定しているわけではない、協議によってはさらに先に延びる可能性もあるということ、ただし書に書いてあると思うのです。ということは、教育委員会としては令和9年度という期限を決めているわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

教育委員会といたしましては、計画として年度を9年度をめどに進めていくと考えています。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） ではこれは、教育委員会と教育総合会議で決めたことを住民に押しつける会議になっているのではないかと思います。そして、今は説明をしているだけということです。答弁を求めています。

では、今までつくってきた教育大綱等には、この基本計画の中身が全然うたわれていないわけです。これは教育大綱を見直していくべきではないかと思います。

さらに、今、ここに築上町学校規模適正化検討委員会設置要綱というものがございます。これは町のホームページで公開されている資料、例規集からダウンロードして印刷したものなので、ホームページに公開されている、掲載されているということは、この築上町学校規模適正化委員会設置要綱というものは、まだ有効なものだと思います。この要綱の第1条を読み上げます。築上町立小中学校及び中学校の規模適正化を図るため、その基本方針を策定し、もって学校教育の推進及び向上に資するため、この委員会を設置する。第2条、検討委員会は築上町教育委員会の諮問に応じ答申し、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。（1）学校の教育環境の整備、適正規模の確保に関する事項また適正規模を図るための学校統廃合に関する事項。このような要綱があるので、教育長はこの要綱に従って、住民も含めた検討委員会を立ち上げて検討を始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。八津田小学校を建てるときにも、八津田小学校検討委員会がありました。まず、この検討委員会を立ち上げて、住民の意見を取り入れた計画づくりを始めていただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。

今、宗議員がおっしゃられた委員会について、恐らく、かなり以前に学校の適正配置を検討するときに設置をされた委員会ではないかというふうに記憶をしております。実際、現在はその委員会を開催していないというところがございます。ただ、住民の皆様の意見を反映するとか、それから保護者の意見を反映するという考えの下、今後、来年度4月以降になろうかと思いますが、仮称でございますが、築上町学校適正推進協議会、委員会等を立ち上げながら、その中でこの適正配置に向けていろんな課題が出てくるというふうに承知をしております。その点について、し

っかりと協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今、課長がおっしゃったのは、この計画を進めるものですね。この計画をつくる、策定する前に、こういう委員会に教育委員会は諮問をしなければならなかったのではないかと思います。教育長、今からでも諮問をしていただけないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 諮問というのは、行政が進む道がどっちに行こうかという形のときに、委員会とか住民の意見を聞きながら、皆さんの意見が多いほうに進めるという形で、ある程度、町の執行部のほうが意思が固まっておれば、その方向性で行くのが行政、町長部局、教育委員会という形になりますので、そここのところは取り間違えのないようにお願いします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） そうやって住民無視の町政を進めてきたのではないかと思います。学校についても、町長と教育委員会だけでつくった施策を住民に押しつけているという印象を持たれても仕方がないと思います。

それでは、次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。複数案の提示など、住民に適切な情報を提供した上で住民の意見を聞いてほしいが、について通告させていただきました。

今回の適正配置基本計画では、適正配置の基準として、6ページ目に、よかったら6ページを開いてください、小学校では1学年で2学級以上、学校全体で12学級以上、中学校では1学年で3学級以上、学校全体で9学級以上を配置基準とすると書かれています。

現在示されている最終的に3校体制にするという計画では、小中一貫校となる椎田地区の小学校以外は、その配置基準を満たすことができません。つまり椎田地区以外の小学校は、築城小、八津田小になりますが、近い将来、1学年が1クラス構成できるか、できないかの人数となります。

そして、基本計画の3ページの推計値を御覧ください。令和16年の築城中学の入学者数は25名にまで減ってしまっています。中学校は椎田小中一貫校は学年2クラスになるけれども、築城は1クラス。これでは教育委員会が自ら定めた配置基準をほとんどの学校が満たすことができないこととなります。

先ほども述べましたが、近い将来、築城中学は学年1クラスとなってしまうこととなります。適正配置基本計画の5ページと6ページ、中学校は、特に学年1クラスの小規模になってしまうと、クラブ活動の維持や教科担任制のための教員の確保など、いろいろ困難な問題が生じる。そ

して、5 ページに、先生方が教科別、学年別の教員同士で相談・教育することができず、指導力の向上が図りにくい、十分な教員数が確保できない、教科により常勤の教員を配置できない。以上3つのことは教育内容に重大な欠陥が生じるということになります。つまり、築城中学と新しい椎田小中一貫校の間に大きな教育格差が生じることになるのではないのでしょうか。そのような格差が生じるのは大問題だと思います。すぐにではないですけれども、将来的に椎田中学校と築城中学校を統合して、築上町の1つの中学にすれば、少なくとも学年に1学級しかないという状況は解消できるのではないかと思います。これは私からの一つの案になると思います。

このように例を述べましたが、教育委員会としても幾つかの案を検討して、それぞれの案のメリット、デメリットを分かりやすく示して、その上で住民の意見を聞いて、最善の方法を選ぶというように計画を見直してほしいと思いますが、いま一度、教育長、お考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

宗議員から新しい、いろんなアイデアをいただいております。現在、教育委員会におきましても、決して住民を無視した協議を行っているわけではなく、シビリアンコントロールが利く教育委員さん、一般的な意識を持った教育委員さんたちの意見をまとめた上での今回の計画の策定でございます。それを総合教育会議で協議をしていくということで、これは全て公開しておりますけれども、今後の築上町の子どもたちにとって、どういう形が望ましいのかという観点で協議をして、今回、先ほど述べましたけれども、覚悟を持ってこの計画をつくったところでございます。当然、これからいろんな説明をしていく中で、よりよく、こうしたほうがいいのかとかいう意見は出てくると思いますので、そういうものを伺いながら、皆さんの御理解を得た上で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今、宗議員から出させていただきました御意見も含めて、幅広く意見、そしてアンケートを聞きながら、この計画を実施してまいりたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがたい御答弁というか、分かってくださったのはすごくありがたいと思います。しかし、御理解くださったら、大幅な変更が生じることになります。覚悟を持っていらっしゃるのだしたら、そこまで覚悟を持っていただきたいと思います。

次の3番目の質問なのですけれども、八津田小学校の将来的な位置づけについてでございます。適正配置基本計画では、八津田小学校は小規模特認校とするとあります。ここで問題になるのは校区だと思うのですけれども、八津田小学校の校区はどのようになるのでしょうか。

小規模特認校とは、文科省の資料、よく分かる用語解説というものがございました。とても分かりやすく書いていました。文科省の解説によると、学校選択制の一つで、従来の校区は残した

まま、特定の学校については町全体からの通学を認めるものとされています。もう一度申し上げます。従来の校区は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるものと書いてあるのです。つまり八津田小学校が小規模特認校になったとしても、今の八津田小学校の校区はそのまま残ることになります。築上町のほかの校区の児童は、椎田地区でも築城地区でも希望すれば八津田小学校には行けます。しかし、八津田小学校校区在住の児童は、原則、八津田小学校に行く、これが文科省が言う小規模特認校なのです。

これまでの議員に対する説明や、先日、PTA役員や学校運営協議会の委員を対象に開かれた説明会では、八津田校区の児童は、地元の八津田小学校に行ってもいいし、新しくできる椎田の小中一貫校でも、どっちでも自由に選んで行けるという説明がされていたと思いますが、文科省が定める小規模特認校の制度では、それはできないことになっています。

確かに、築上町には指定学校変更取扱規則がございますので、これに従って教育委員会に指定校の変更申請書を出して、教育委員会が許可すれば指定された校区以外の学校に通学することは可能です。しかし、これによって許可されるのは、心身の障がい、保護者の仕事の都合、いじめや不登校など特定の場合があるだけです。

先日の築城で行われた適正配置の説明会でも、ある方から質問が出て、学校教育課長はそのときに、指定校変更について、特別の理由に当たるかどうか、教育委員会で厳正に審査しているとお答えになっていたと聞きました。つまり八津田小校区に住む児童が新しい椎田の小中一貫校に通学したいと思っても、よほどの特別な理由がない限り、指定校の変更は認められないということになります。文科省が定める学校選択制度の中でも町中の校区を全部廃止して、校区の指定のない自由選択性やブロック選択性というのを導入すれば、築上町内の子どもはどの学校でも自由に行けるようになるのですけれども、やはりそれを決めてしまうと、学校ごとの児童バランスとか、教室や教員の確保を考えると、なかなか自由選択性というものを導入するのは難しいと思います。

この制度に従うと、築上町では当面は校区を残すしかないと思います。小規模特認校である八津田小学校に希望して行く児童にとっては、別に問題にならないと思うのですけれども、八津田校区に住む児童で、新しくできる小中一貫校に行くことが現時点ではできません。しかし、教育委員会の説明では、令和14年度からは築城も小中を統合して施設一体型の小中一貫校に統合する計画になっています。だから、築城も椎田も施設一体型の小中一貫校になるのに、八津田校区に住む児童だけは分離された学校に通い続けなければならない。結果として、築上町の児童全員が公平に充実した小中一貫教育を受けることができなくなるのではないかと思います。これらの問題点や疑問点は、教育委員会からの説明は行われていないと思いますが、説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

八津田小学校の小規模特認校についてということでの御質問だというふうに思っております。まず、八津田小学校の小規模特認校としての考え方でございますが、基本的な位置づけとしては、小中一貫校が開校いたします。そうすると、その学校に小学校1年生から中学3年生までが在籍するというような学校になります。お子さんの中には、そういう環境になじめないというお子さんもいらっしゃるというふうに思います。また、小規模校での学習を望むというお子さんの中にはいらっしゃるのではないかと。そういうことで、小規模校のメリットを生かした教育の展開ができる小規模特認校として、八津田小学校は存続をさせていきたいというふうに思っております。

それから、議員御指摘の校区の関係でございます。そこは教育委員会内部では、本当にいろいろ議論をしているところでございます。ただ、今、申し上げましたように、位置づけとしてはそういう位置づけを、今、考えておりますので、今後、立ち上げる予定でございます学校適正配置推進委員会、これらの中で議論をしながら、場合によっては指定校変更の規則を一部改正するか、そういう対応も必要になってこようかというふうには、今、感じておりますが、ただ、それは今後の委員会の中での御意見をいただきながら、また教育委員会にお諮りをしながら、決めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 結構重大な問題を、今、お伝えしたと思います。文科省の学校選択制、これを築上町独自でやるには、なかなか大変な問題、今の教育委員会の方針とこれを合わせていくのは、かなりのハードルがあると思います。いま一度、立ち止まって、学校選択性の問題、八津田校区に住む児童が、もしかしたら最新の教育から取り残されてしまうかもしれない、その可能性も含んでいるという問題を重々御理解くださいます、教育委員会、そしてCS、地域、皆さんと、いま一度話し合ってくださいことを切にお願いいたします。

この件について最後の質問なのですけれども、先ほど塩田議員も言うていただきましたが、学校の適正配置の問題について、いつ小規模校の廃止に方針が変更されたのかについて、私も取り上げたいと思います。これまで指摘したように、令和2年の新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方でも、今年2月の小中一貫教育基本方針でも、また、今年4月の教育大綱でも、適正化を検討する、もしくは検討が必要だとはずっと言われてはいますが、小規模校を廃止するとは、過去どこにも書いていないのです。今回やっと出てきた。八津田小学校を建設するときにも、今度の小中一貫校の計画を立てるとき、こちらの築上町新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業基本計画、500万円、これを立てるときにも、小規模校を廃止するという説明はありませ

んでした。学校の統廃合や配置の適正化の計画をまず立ててから、その計画に従って順番に建て替えていくのだったら、本日指摘した問題点や疑問点はなかったと思います。そもそも順序が逆だったと思います。今さら言っても仕方ないですけども。学校の建て替えをしてしまっただけで、そして計画を決定してから、それに無理やり合わせて学校の適正配置の計画を立てているから、いろいろ問題が発生しているのではないかと思います。

私も、そもそも、いつ小規模校の廃止へとかじを切ったのかと伺いたかったのですけれども、先ほど町長が塩田議員の質問に答えてくださいました。少子化、そして老朽化、耐用年数が来ている、そして文科省の教科専任制という基本方針、3つもあったけれども、きっかけはこれです。新しい学びの環境整備先導的開発事業基本計画とおっしゃいました。

振り返ってみれば、人口減少も厳しい財政も、この1年で突然始まったものではありません。この10年以上、20年、ずっと続いていたことです。だけど今まで何も議論しないで現状維持できていて、ここでいきなり方針変更はあまりにも乱暴だと思います。

町長は町民に向けて、先ほど初めて方針の転換をおっしゃってくださいました。もちろんいろんな地域に行かれて、先ほど西角田小学校でもおっしゃっていましたが、築城、椎田の説明会でもおっしゃってくださったのではないかと思います。その前に、町長が小規模校廃止にかじを切ったと私が記録の中で見たのは、9月30日の第1回総合教育会議でございます。議事録を拝見しますと、10人以上の児童の学校存続は少し方向転換して、今、考えている適正配置基本計画、そのときは案ですが、に基づいた学校配置をやったらよいだろうなと思いますと、その一言をおっしゃってました。あとは、育徳館に行くんじゃないとか、クラブは築上合同チームがいいんじゃないとか、そういう話もされていましたが、一応、それが一番最初の発信でございました。分かっていたけど、きっかけは、この環境整備、新しい小中一貫校の基本計画だった。この計画ありきで方向転換されたのでしょうか。その点について、町長、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも一つのきっかけといえばきっかけですよ。そして、あとは子どもの出生、これがやはり一番です。令和前は100人以上を保っておったのが、100人を切る現象になってきて、実際、今年度生まれる出生、これがもう70人に満たないというような状況になっております。これはもう大変だと。それまでは150人から百二、三十人を推移しておったので、現状維持でいいんじゃないかという形になる。

ただし八津田だけは、ずっと見ていったら、現状維持型でいっておるという状況があるので、特認校で残す。それは建てる前から分かっておりましたので、残そうという形で残しておって、学校再編成の中で、特認という形で、通学は自由通学制という考え方も一つ取っ払いこうという

形で、先ほど鍛冶課長が言ったとおりでございます。

そういうことで、これを本格的に決定したのは、令和4年10月に教育委員会のほうがこれを決定して、総合会議の中で議論していったという形でございますので、そういう形で、基本的には、さっき言った委託事業がきっかけでございますけれども、少子化、これが一番の原因である。そして2番目は老朽化という形でございます。老朽化も、もう耐用年数が鉄筋コンクリートは60年ですね。令和9年には60年を過ぎる学校が大分出てきて、そして五十数年という耐用年数で、あとわずかしかならないような耐用年数の学校が多くなってきているという理由があります。

築城については、中学校を建てたので、何とか現状のままをもたせて、令和14年に一体型の小中一貫という形になればいいかなと、このような考え方で教育委員会と私が総合会議の中で議論していただくと、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） この計画がきっかけで、そして今後50年、60年を見据えて、学校を建設していきたいということですよ。であれば、先ほど申し上げた八津田小学校の校区に住む児童が小規模特認校しか通えないという現状もありますので、その校区自由選択制の文科省の制度もあります。そこも重々に確認して、町長がないと言ってもだめなのです。文科省はそうは言ってないのですから。そこもきちんと現状を把握して、議論して、まず私が言いたいのは急がないでほしい。そして、文科省に確認を取ってみましたけれども、この計画を立てたからって500万円もらったからって、絶対にこれをやらなくちゃいけないというのは決まっていないのです。ですから、もっと住民の方と議論して、将来的に50年、60年を見据えるのであれば、これから子どもがどれだけ減るか分かりません。私は先ほど申し上げたように、中学校の先生が足りない、そして中学校にクラスがないことによって先生同士の相談とか研究とかができず、それが子どもの教育の遅れになってしまっているのはいけないと思うのが一番大事だと思うのです。ぜひとも教育長、教育の内容の充実を一番に考えてほしいので、その観点から、もう一言お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

宗議員の御質問の件でございますけれども、もちろん教育委員会の中では、宗議員御指摘の八津田小学校の子どもの学びを保障するという観点からも、校区がどうあるべきかということも協議しておりますし、当然、築上町の子どもたちが、みんな等しく教育を受けられる、そういう環境整備を行っていきたくて考えております。当然、住民の皆様方の意見も聞きますが、先ほど来、話していますように、少子高齢化、情報化の進展は著しいものがございます。時代の流れにも遅

れないようにしつつ、しっかりと協議をして、この計画を実施、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 教育長の意気込みが伝わってきました。どうかよろしくお願いたします。

それでは最後の質問です。まちづくりに住民が参画するにはということで質問を上げさせていただきました。あまり時間がなくなってしまったので、もう質問から行きたいと思います。①の質問です。町各種計画の策定時にパブリックコメント等を通して住民の意見を取り入れる仕組みは機能しているのかという点について、パブリックコメントをたくさん取った経験がある課長さんに御答弁をいただきたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。

企画財政課のほうは、昨年度、第2次築上町総合計画後期基本計画の素案に対してのパブリックコメントをいただいております。意見件数といたしましては7件で、その意見に対しましてホームページ等で意見をいただいた方に回答いたしております。その意見を基に、審議会のほうに諮りまして、文言の訂正をすべきものの意見については、審議会の中で諮りまして、変更した点もあるというふうに伺っていますし、また今後、事業を実施していく上の中での意見等については、今後、実施する中で、その意見を取り入れるということでやっております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 今、2番のことも答えてもらったのですか。パブリックコメントで御意見として返ってきたものを意見として取り入れていますということで返ってきたのですね。実は、私もパブリックコメントを何回か出したことがあるのですが、私の意見が一番採用されたなと思ったのが、子どもの読書基本推進計画です。あれだけは私の書いたパブリックコメントの意見をしっかり受け止めてくださったなと思ってうれしく思った次第です。

審議委員会の公募人数なのですが、各種審議会、当て職等で、どこかの代表さんとか、どこのグループから、それこそ男女共同参画ネットから1人出してくださいとか、読書ボランティアから1人出してくださいとか、そんなふうに行っていると思うのですが、それ以外に公募しているのは、人数というと答えるのが大変でしょうから、大体何%ぐらいの人数を公募しているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

審議会については、各課それぞれ、いろいろ持っております。総務課で調べましたところ、審議会等、いろいろありますけれども、58ほどございまして、その中で公募しているのは、そのうち3つです。以前には3つ以上していたところもあったのですが、なかなか公募しても集まらないというような状況がございましたので、一番最初に公募していただいた方を引き続きずっと委員さんになっていただいているという審議会もあるようでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 公募したところで、なかなかその情報が届かないとかいう点多々あると思うのです。寂しいのは、住民の方がそこまでまちづくりに興味を持っていないという現状も大きいのではないのでしょうか。

そこで4番目に提案をさせていただいているのですが、まちづくりに住民が参画するために必要なこと、例えばまちづくり住民参加条例のような形で定めてはと提案してみました。この条例は、学校問題にしても、私は計画を策定する前にきちんと町民の方に意見を聞いてほしかったという観点から提案をしております。

何回も責めて申し訳ないですが、もう質問はしませんので。新しい学びの専属的開発基本計画のほう、こちらは住民の皆さんとか専門家による検討協議会を設置しました。そしてアンケートも2回、ワークショップも2回、丁寧に町民の声を聞いて計画に取り入れるというプロセスを踏んでくれました。しかし、小中一貫基本方針、これは全くもう教育委員会だけで定めてしまった。そして、ほかにも庁舎建設、そして八津田小学校建設。例えば建設を決めてしまっただけで、町民の意見を聞いていただきましたが、建てるか否かということを町民に聞いた経緯は今までなかったのです。

なぜこんなに住民を無視するんだろうと私も情けなくなっている状況で、多くの自治体が策定しているまちづくり住民参画条例というのを発見しました。この条例は、私が出会ったのは那珂川町の条例なのですが、中身を全部言うと時間がなくなっちゃうので、この条例で定めているのは、町の中の大規模な計画、例えば総合計画とか総合戦略とかはやってくださっていると思います。やっていないのが、施設の設置とかを決定する前に住民の意見を聞くプロセスを踏むことを条例に定めているのです。

何をしなくちゃいけないと定めているかということ、公聴会や説明会、ワークショップやパブリックコメント、アンケート、そしてモニター制度、そして住民の企画提案を受けると、そういう内容になっています。

その条例が設置される効果として、まず情報公開を行うことによって、自治体の責務を果たす

ことができる。そして、住民の参画と情報を受けた住民の責務が生まれる。そして、自治体と町民の協働で、あらゆる分野でのまちづくりができる。また、町民がまちづくりの担い手であることを認識して、町民自らが考えて行動して、その責任を担う。住民自ら、身近な地域のことを考えるきっかけとなる。まちづくり活動に参加するなど、それぞれ町民自身が担わなくてはならないという自覚が生まれるという効果があります。さらに、町民自らの発言と行動に責任を持つことは、他者に対して苦情や要望をするだけでなく、様々な身近な課題に対して、自らの課題解決に努めることにつながるのです。町が積極的に町民に参画を促すため、そして町に興味を持ってもらうためにも、この条例制定に向けて、まずは担当課から調査検討をお願いしたいと思いますが、担当課長いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私が設置する気がないということを申し上げている。というのが、つくれば、全体的には全ての項目にはこういう……。だけど必要なところについては、一住民の意見を聞く委員会とか審議会、そういうのは必要に応じてはつくりますけれども、全ての項目にこれをつくるという気は毛頭ございません。そこは、今、議会制民主主義でございますので、議員の方がその役割を与えていただくのが議員さんの職務じゃないかなと私は思っております。

そういう形の中で、そういう意見を取れば、直接民主主義という形になってくるので、あくまで議会制民主主義という形で、議員さんが住民の代表で、それをちゃんとわきまえながら、賛否、それから提言、そういうものをしていただくことを切にお願いしまして、これが私の答弁といたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 私は声が届きにくい町民の方の声を、町執行部としてしっかりと受け止めてほしいと思って、この提案をしてみました。誠に残念な答弁でございました。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで本日の一般質問を終わります。残りの質問は明日12月8日、木曜日に行います。

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時03分散会
